

# 令和8(2026)年度 大学院学生便覧

熊本学園大学大学院

# 目 次

1. 大学院令和 8 (2026) 年度学年暦	1
2. 学長挨拶	2
3. 研究科の構成	3
4. 熊本学園大学大学院学則	4
5. 熊本学園大学学位規則	18
6. 熊本学園大学大学院研究科規則	30
7. 大学院履修要項	34
8. 令和 8 (2026) 年度 修士学位論文作成要領	63
9. 令和 8 (2026) 年度 博士学位の申請について	65
10. 熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針	68
11. 大学院休学及び復学に関する規程	70
12. 大学院退学に関する規程	72
13. 大学院再入学に関する規程	73
14. 大学院長期履修生に関する規程	74
15. 熊本学園大学大学院長期履修制度について	75
16. 大学院研究生規程	77
17. 大学院科目等履修生規程	79
18. 学生の学会活動等援助に関する内規	81
19. ティーチング・アシスタントに関する規程	82
20. 授業料その他納入金等に関する規程	84
21. 私費外国人留学生授業料減免規程	93
22. 奨学制度	94
23. 熊本学園大学大学院複写機利用	96
24. 熊本学園大学印刷システムの利用に関する内規	97
25. 志文会会則	98
26. 大学院担当教員一覧	100
27. 開設科目一覧	102
28. 校舎等配置図	109

# 大学院 令和8(2026)年度学年暦

( )は春・秋学期毎の各曜日の授業回数

■は祝日、創立記念日

斜線は他の曜日の振替授業日、休講日、振替休講日

	日	月	火	水	木	金	土	行事予定
4	5	6	7	1	2	3	4	4/3(金) 入学式・新入生オリエンテーション 4/9(木) 春学期授業開始 4/29(水) 昭和の日(通常授業)
	12	13(1)	14(1)	8	9(1)	10(1)	11(1)	
	19	20(2)	21(2)	15(1)	16(2)	17(2)	18(2)	
	26	27(3)	28(3)	22(2)	23(3)	24(3)	25(3)	
				29(3)	30(4)			
5	3	4	5	6	7(5)	8(5)	9(5)	5/29(金) 博士後期課程論文予備審査申請期限(9月修了) (商学・経済学研究科、国際文化研究科) 5/30(土) 創立記念日
	10	11(4)	12(4)	13(4)	14(6)	15(6)	16(6)	
	17	18(5)	19(5)	20(5)	21(7)	22(7)	23(7)	
	24	25(6)	26(6)	27(6)	28(8)	29(8)	30	
	31							
6	7	1(7)	2(7)	3(7)	4(9)	5(9)	6(8)	6/19(金) 博士後期課程学位論文提出期限(9月修了) (社会福祉学研究科)
	14	8(8)	9(8)	10(8)	11(10)	12(10)	13(9)	
	21	15(9)	16(9)	17(9)	18(11)	19(11)	20(10)	
	28	22(10)	23(10)	24(10)	25(12)	26(12)	27(11)	
		29(11)	30(11)					
7	5	6(12)	7(12)	1(11)	2(13)	3(13)	4(12)	7/10(金) 修士課程学位論文提出期限(9月修了) 7/16(木) 月曜日の振替授業 7/17(金) 補講日 7/17(金) 博士後期課程学位論文提出期限(9月修了) (商学・経済学研究科、国際文化研究科) 7/17(金) 春学期授業終了
	12	13(13)	14(13)	8(12)	9(14)	10(14)	11(13)	
	19	20	21(14)	15(13)	16(月14)	17	18(14)	
	26	27(15)	28(15)	22(14)	23(15)	24(15)	25(15)	
				29(15)	30	31		
8	2	3	4	5	6	7	1	7/29(水) 春学期授業終了 7/30(木)~9/18(金) 夏期休業 7/31(金) 博士後期課程論文予備審査申請期限(3月修了) (社会福祉学研究科)
	9	10	11	12	13	14	8	
	16	17	18	19	20	21	15	
	23	24	25	26	27	28	22	
	30	31					29	
9	6	7	1	2	3	4	5	9/19(土) 秋学期授業開始 9/25(金) 9月期学位記授与式[予定]
	13	14	15	16	17	18	19(1)	
	20	21	22	23	24(1)	25(1)	26(2)	
	27	28(1)	29(1)	30(1)				
10	4	5(2)	6(2)	7(2)	1(2)	2(2)	3(3)	10/12(月) スポーツの日(通常授業) 10/30(金) 博士後期課程論文予備審査申請期限(3月修了) (商学・経済学研究科、国際文化研究科) 10/31(土) 休日授業の振替休講日
	11	12(3)	13(3)	14(3)	8(3)	9(3)	10(4)	
	18	19(4)	20(4)	21(4)	15(4)	16(4)	17(5)	
	25	26(5)	27(5)	28(5)	22(5)	23(5)	24(6)	
					29(6)	30(6)	31	
11	1	2	3	4	5(7)	6(7)	7(7)	11/2(月) 休日授業の振替休講日 11/4(火) 休日授業の振替休講日 11/23(月) 勤労感謝の日(通常授業)
	8	9(6)	10(6)	11(6)	12(8)	13(8)	14(8)	
	15	16(7)	17(7)	18(7)	19(9)	20(9)	21(9)	
	22	23(8)	24(8)	25(8)	26(10)	27(10)	28(10)	
	29	30(9)						
12	6	7(10)	8(10)	2(9)	3(11)	4(11)	5(11)	12/18(金) 博士後期課程学位論文提出期限(3月修了) 12/24(木) 補講日 12/25(金)~1/4(月) 冬期休業
	13	14(11)	15(11)	9(10)	10(12)	11(12)	12(12)	
	20	21(12)	22(12)	16(11)	17(13)	18(13)	19(13)	
	27	28	29	23(12)	24	25	26	
				30	31			
1	3	4	5(13)	6(13)	7(14)	1	2	1/5(火) 秋学期授業再開 1/8(金) 修士課程学位論文提出期限(3月修了) 1/12(火) 補講日 1/14(木) 月曜日の振替授業 1/15(金)・1/16(土) 休講日 1/26(火) 秋学期授業終了 1/27(水)~3/31(水) 春期休業 1/29(金) 博士後期課程論文予備審査申請期限(令和9年9月修了) (社会福祉学研究科) 1月下旬~2月上旬 学位論文審査および最終試験
	10	11	12	13(14)	14(月13)	8(14)	9(14)	
	17	18(14)	19(14)	20(15)	21(15)	22(15)	23(15)	
	24	25(15)	26(15)	27	28	29	30	
	31							
2	7	1	2	3	4	5	6	3/24(水) 学位記授与式[予定]
	14	8	9	10	11	12	13	
	21	15	16	17	18	19	20	
	28	22	23	24	25	26	27	
3	7	1	2	3	4	5	6	
	14	8	9	10	11	12	13	
	21	15	16	17	18	19	20	
	28	22	23	24	25	26	27	
		29	30	31				

- (注) 1. 授業日数不足のため、昭和の日(4月29日)、スポーツの日(10月12日)、勤労感謝の日(11月23日)は授業を行う。  
その他の祝日は休みである。また、その振替として10月31日(土)、11月2日(月)、11月4日(火)を休講日とする。
2. 7月16日(木)、1月14日(木)は月曜日の振替授業を行う。
3. 1月15日(金)、1月16日(土)は「大学入学共通テスト」実施準備及び実施のため休講日とする。  
(令和9年度「大学入学共通テスト」実施日は1月16日(土)・1月17日(日))
4. 上記日程は、都合により一部変更する場合がある。
5. 災害等により全学休講となった場合、日・祝日にその振替授業を行う場合がある。



## 大学院での学び

熊本学園大学

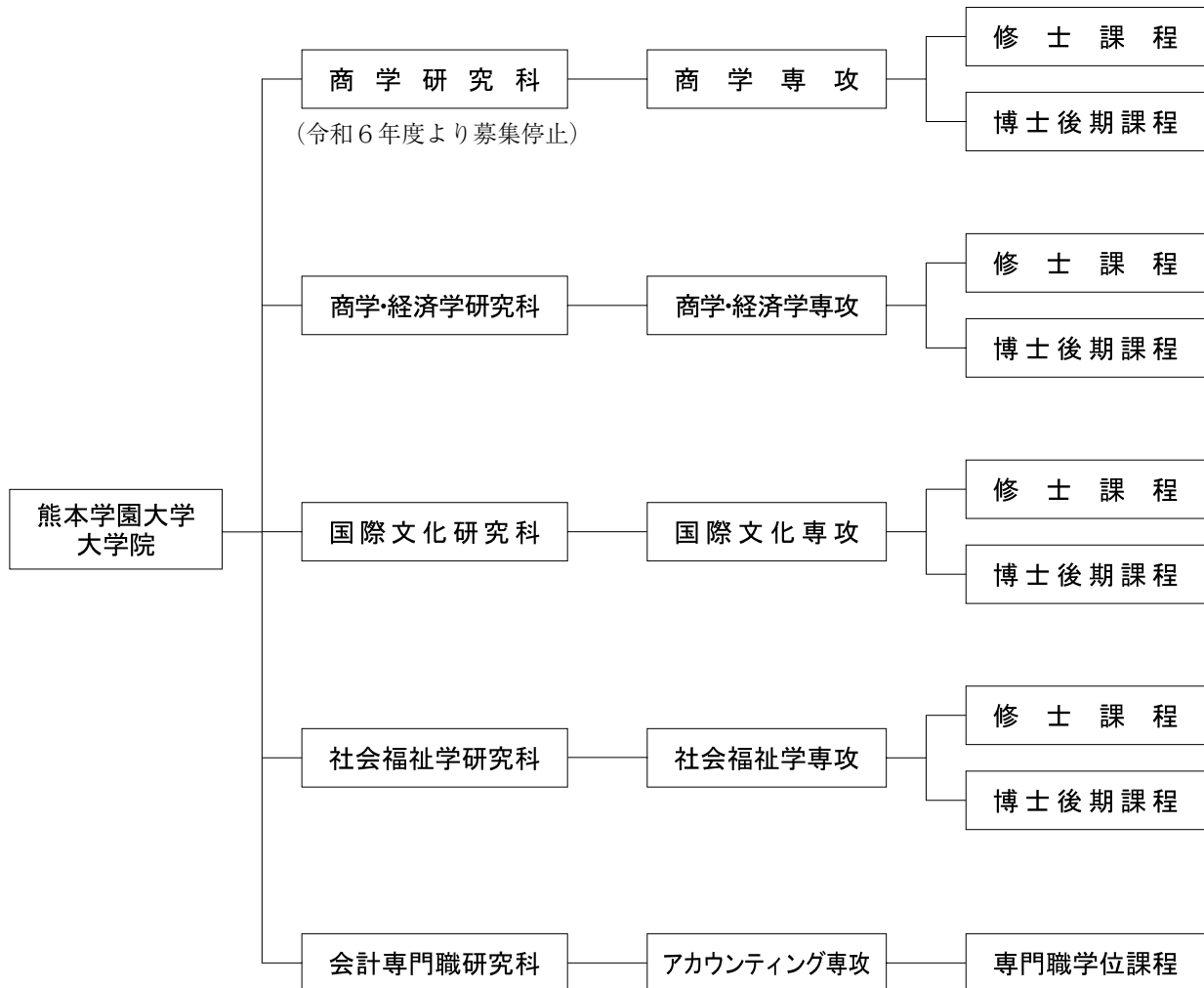
学 長 林 裕

熊本学園大学の源流は、1942（昭和17）年4月に熊本県民のための外国語学校として創立された東洋語学専門学校に遡ります。第一期生入学式における新入生代表の宣誓文の一節「師弟同行、自由闊達の学風を樹立せんことを期す」が、今日の熊本学園の建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」となりました。もうひとつの建学の精神である「全学一家」は高橋守雄第二代校長が唱えたものです。東洋語学専門学校は、終戦を契機として1945（昭和20）年11月に「熊本語学専門学校」と改称することになります。その後、1950（昭和25）年4月に「熊本短期大学」が、1954（昭和29）年4月に「熊本商科大学」が設立されました。「熊本学園大学」に改称されたのは1994（平成6）年のことで、商学部・経済学部・外国語学部・社会福祉学部を擁する文系総合大学となりました。東洋語学専門学校の創立から数えて、今年で84年を迎え、10万人を超える卒業生を送り出しています。

熊本学園大学大学院は、1988（昭和63）年4月の商学研究科の設置に始まり、1992（平成4）年4月に経済学研究科、1993（平成5）年4月に経営学研究科（後に商学研究科と統合）、1998（平成10）年4月に社会福祉学研究科、2001（平成13）年4月に国際文化研究科を設置しました。2024（令和6）年4月には商学研究科と経済学研究科を改組・統合する形で新たに商学・経済学研究科を設置し、すべての研究科に博士後期課程を擁しています。また、2009（平成21）年4月に専門職大学院である会計専門職研究科（アカウンティングスクール）を設置し、文系総合大学院として発展を続けています。

大学院での学びの目的は、院生それぞれの研究テーマを深く掘り下げ、その成果を学位論文の形で結実させ、研究者ならびに専門職の道を目指すところにあります。日々研究に打ち込み、それぞれの研究を極めてください。最後に、私の大学院時代の恩師の言葉を皆さんにも贈ります。「学問の道にはおよそ終点というべきものはない。これからさらに険しい道をわけて進まねばならない。」院生の皆さんの研究成果に期待しています。

# 研究科の構成



# 熊本学園大学大学院学則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この学則は、熊本学園大学学則第4条により、熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学院の目的)

**第2条** 大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

**第3条** 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行う。

3 自己評価に関する詳細は、別に定める。

(課程)

**第4条** 大学院に、修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程に必要な事項は、熊本学園大学専門職大学院学則に定める。

**第5条** 削除

(研究科)

**第6条** 大学院に、次の研究科を置く。

商学研究科

商学・経済学研究科

国際文化研究科

社会福祉学研究科

(研究科の目的)

**第7条** 大学院は、研究科ごとに人材の養成に関する目的および教育研究上の目的を次のとおり定める。

2 商学研究科は、経済のグローバル化をはじめとして企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応すべく、企業はもとより地方自治体や非営利組織において自らの能力を発揮し地域社会の活性化に貢献しうる高度専門職業人の養成、並びに流通・マーケティング、ファイナンス・会計、経営・情

報の世界について高度な理論的・実践的知識を基に自立して創造的な研究活動に従事する研究者の養成を目的とする。

- 3 商学・経済学研究科は、経済社会のグローバル化、情報化、高度化及び複雑化の進展に対応するために、商学又は経済学の高度な専門知識に基づいて、膨大な情報・データを分析する能力を備え、ビジネスの各分野で指導的な役割を担う人材の養成、並びに商学、経済学の各専門分野及び地域経済において、創造的な研究活動に従事する研究者の養成を目的とする。
- 4 国際文化研究科は、現代のような国際化・グローバル化の時代において、国際文化の諸分野の研究を通じ、異文化理解を促進すると同時に、グローバルな視野と豊かな識見をもち、国際社会で活躍できる高度な専門的知識と視野を持った研究者・専門家、並びに職業人の養成を目的とする。
- 5 社会福祉学研究科は、現代の多様化、高度化する社会福祉や社会保障の課題に応えるべく、人権保障を基礎にして、社会福祉学や福祉環境学領域における実践、並びに社会福祉や社会保障政策の理論と歴史を研究することを通して、社会福祉領域の指導者として活躍しうる高度専門職業人、並びに広い視野を有する研究者を養成することを目的とする。

(専攻)

**第8条** 各研究科の修士課程及び博士後期課程には、次の専攻を置く。

商学研究科	商学専攻	修士課程	博士後期課程
商学・経済学研究科	商学・経済学専攻	修士課程	博士後期課程
国際文化研究科	国際文化専攻	修士課程	博士後期課程
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	博士後期課程

(収容定員)

**第9条** 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	入学定員	収容定員
商学・経済学研究科	商学・経済学専攻	4	8	2	6
国際文化研究科	国際文化専攻	5	10	3	9
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	5	10	3	9

(修業年限)

**第10条** 修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、学生が前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、学長は第45条に定める研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 3 前項の学生（以下、「長期履修生」という。）の修業年限は、修士課程は3年、博士後期課程は5年とする。
- 4 長期履修生に関する詳細は、別に定める。

(最長在学年限)

**第11条** 大学院における同一研究科の在学年限は、休学期間を除き、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修生の在学年限は、休学期間を除き、修士課程においては5年、博士後期課程においては8年を超えることはできない。

(学年、学期、授業期間及び休業日)

**第12条** 大学院の学年、学期、休業日及び休暇については、熊本学園大学学則第31条、第32条、第33条及び第34条を準用する。

## 第2章 授業科目、単位、及び履修方法

(授業科目及び単位数)

**第13条** 授業科目及び単位数は、次表の定めるところによる。

(1) 商学研究科商学専攻 修士課程

商学原理特殊研究	(4)	会計監査論特殊研究	(4)
商学原理特殊研究演習	(8)	経営史特殊研究	(4)
商業史特殊研究	(4)	経営史特殊研究演習	(8)
商業史特殊研究演習	(8)	経営社会システム論特殊研究	(4)
マーケティング論特殊研究	(4)	経営社会システム論特殊研究演習	(8)
マーケティング論特殊研究演習	(8)	労務管理論特殊研究	(4)
マーケティング・マネジメント論特殊研究	(4)	労務管理論特殊研究演習	(8)
マーケティング・マネジメント論特殊研究演習	(8)	経営管理論特殊研究Ⅰ	(2)
ブランドマーケティング論特殊研究	(4)	経営管理論特殊研究Ⅱ	(2)
ブランドマーケティング論特殊研究演習	(8)	経営管理論特殊研究演習	(8)
流通システム論特殊研究	(4)	経営科学特殊研究	(4)
流通システム論特殊研究演習	(8)	経営科学特殊研究演習	(8)
交通論特殊研究	(4)	情報処理特殊研究	(4)
交通論特殊研究演習	(8)	情報処理特殊研究演習	(8)
金融論特殊研究	(4)	ビジネス特講Ⅰ	(2)
金融論特殊研究演習	(8)	ビジネス特講Ⅱ	(2)
銀行論特殊研究	(4)	情報管理	(2)
証券経済論特殊研究	(4)	ビジネス・リテラシーⅠ	(2)
証券経済論特殊研究演習	(8)	ビジネス・リテラシーⅡ	(2)
保険論特殊研究	(4)	ビジネス倫理	(2)
保険論特殊研究演習	(8)	流通論基礎特殊研究	(2)
経営財務論特殊研究	(4)	会計ファイナンス基礎特殊研究	(2)
経営財務論特殊研究演習	(8)	経営学基礎特殊研究	(2)
会計学原理特殊研究	(4)	情報基礎特殊研究	(2)
会計学原理特殊研究演習	(8)	ビジネス法基礎特殊研究	(2)
財務会計論特殊研究	(4)	経済学基礎特殊研究	(2)
財務会計論特殊研究演習	(8)	会社法特殊研究	(4)
管理会計論特殊研究	(4)	労働法特殊研究	(4)
管理会計論特殊研究演習	(8)	会社税法特殊研究	(4)

(2) 商学研究科商学専攻 博士後期課程

流通システム論研究指導	(4)	財務会計論研究指導	(4)
流通システム論研究指導演習	(12)	管理会計論研究指導	(4)
商業構造論研究指導	(4)	管理会計論研究指導演習	(12)
商業構造論研究指導演習	(12)	会社税法研究指導	(4)
マーケティング論研究指導	(4)	会社税法研究指導演習	(12)
マーケティング論研究指導演習	(12)	経営史研究指導	(4)
交通論研究指導	(4)	経営史研究指導演習	(12)
交通論研究指導演習	(12)	経営管理論研究指導	(4)
消費者行動論研究指導	(4)	経営管理論研究指導演習	(12)
消費者行動論研究指導演習	(12)	労務管理論研究指導	(4)
ブランドマーケティング論研究指導	(4)	労務管理論研究指導演習	(12)
ブランドマーケティング論研究指導演習	(12)	株式会社論研究指導	(4)
金融制度論研究指導	(4)	株式会社論研究指導演習	(12)
金融制度論研究指導演習	(12)	経営科学研究指導	(4)
保険論研究指導	(4)	経営科学研究指導演習	(12)
保険論研究指導演習	(12)	情報処理研究指導	(4)
財務管理論研究指導	(4)	情報処理研究指導演習	(12)
財務管理論研究指導演習	(12)	国際経済学特殊講義	(4)
会計学原理研究指導	(4)	地域経済学特殊講義	(4)
会計学原理研究指導演習	(12)		

(3) 商学・経済学研究科商学・経済学専攻 修士課程

商学原理講義	(4)	金融経済学講義	(4)
流通・マーケティング論講義	(4)	産業組織論講義	(4)
マーケティング・リサーチ論講義	(4)	労働経済論講義	(4)
流通政策論講義	(4)	環境経済論講義	(4)
交通論講義	(4)	農業政策論講義	(4)
ビジネス特講Ⅰ	(2)	日本経済史講義	(4)
ビジネス特講Ⅱ	(2)	社会思想史講義	(4)
流通論基礎講義	(2)	財政学講義	(4)
金融論講義	(4)	企業法講義	(4)
証券経済論講義	(4)	民法講義	(4)
保険論講義	(4)	税法講義	(4)
経営財務論講義	(4)	現代社会問題講義(租税論)	(2)
会計学原理講義	(4)	経済地理学講義	(4)
財務会計論講義	(4)	地域公共政策論講義	(4)
管理会計論講義	(4)	国際経済論講義	(4)
会計監査論講義	(4)	開発経済論講義	(4)
会計制度論講義	(4)	国際関係論講義	(4)
非営利組織会計論講義	(4)	国際経済法講義	(4)
経営史講義	(4)	統計学	(2)
労務管理論講義	(4)	情報セキュリティ	(2)
経営管理論講義	(4)	情報基礎講義	(2)
ビジネスリテラシーⅠ	(2)	データサイエンス概論	(4)
ビジネスリテラシーⅡ	(2)	人工知能概論	(2)
ビジネス倫理	(2)	情報処理論講義	(4)
会社法講義	(4)	空間情報解析講義	(4)
労働法講義	(4)	応用システム論講義	(4)
会社税法講義	(4)	流通・マーケティング論基礎演習	(2)
ミクロ経済学講義	(2)	会計ファイナンス基礎演習	(2)
マクロ経済学講義	(2)	経営学基礎演習	(2)
実証分析講義	(2)	ビジネス法基礎演習	(2)
ゲーム理論講義	(4)	ミクロ経済学基礎演習	(1)
動学マクロ経済学講義	(4)	マクロ経済学基礎演習	(1)
計量経済学講義	(4)	実証分析基礎演習	(1)
経済政策論講義	(4)	商学原理演習	(8)

流通・マーケティング論演習	(8)	労働経済論演習	(8)
マーケティング・リサーチ論演習	(8)	環境経済論演習	(8)
交通論演習	(8)	農業政策論演習	(8)
保険論演習	(8)	社会思想史演習	(8)
経営財務論演習	(8)	財政学演習	(8)
財務会計論演習	(8)	地域公共政策論演習	(8)
非営利組織会計論演習	(8)	国際経済論演習	(8)
経営史演習	(8)	開発経済論演習	(8)
労務管理論演習	(8)	国際関係論演習	(8)
経営管理論演習	(8)	国際経済法演習	(8)
ゲーム理論演習	(8)	データ分析応用演習	(8)
動学マクロ経済学演習	(8)	情報処理論演習	(8)
計量経済学演習	(8)	空間情報解析演習	(8)
経済政策論演習	(8)	応用システム論演習	(8)
金融経済学演習	(8)	ミクロ経済学問題解法	(1)
産業組織論演習	(8)	マクロ経済学問題解法	(1)

(4) 商学・経済学研究科商学・経済学専攻 博士後期課程

流通・マーケティング論研究指導	(4)	経営管理論研究指導演習	(12)
流通・マーケティング論研究指導演習	(12)	労務管理論研究指導	(4)
交通論研究指導	(4)	労務管理論研究指導演習	(12)
交通論研究指導演習	(12)	ゲーム理論研究指導	(4)
マーケティング・リサーチ論研究指導	(4)	動学マクロ経済学研究指導	(4)
マーケティング・リサーチ論研究指導演習	(12)	動学マクロ経済学研究指導演習	(12)
保険論研究指導	(4)	情報処理論研究指導	(4)
保険論研究指導演習	(12)	情報処理論研究指導演習	(12)
財務管理論研究指導	(4)	経済政策論研究指導	(4)
財務管理論研究指導演習	(12)	経済政策論研究指導演習	(12)
会計学原理研究指導	(4)	金融経済学研究指導	(4)
会計学原理研究指導演習	(12)	金融経済学研究指導演習	(12)
財務会計論研究指導	(4)	農業政策論研究指導	(4)
財務会計論研究指導演習	(12)	労働経済論研究指導	(4)
会社税法研究指導	(4)	環境経済論研究指導	(4)
会社税法研究指導演習	(12)	地方財政論研究指導	(4)
会計制度論研究指導	(4)	地域経済分析研究指導	(4)
会計制度論研究指導演習	(12)	地域経済分析研究指導演習	(12)
非営利組織会計論研究指導	(4)	地域公共政策論研究指導	(4)
非営利組織会計論研究指導演習	(12)	地域公共政策論研究指導演習	(12)
管理会計論研究指導	(4)	国際経済論研究指導	(4)
管理会計論研究指導演習	(12)	国際経済論研究指導演習	(12)
経営史研究指導	(4)	開発経済論研究指導	(4)
経営史研究指導演習	(12)	開発経済論研究指導演習	(12)
経営管理論研究指導	(4)		

(5) 国際文化研究科国際文化専攻 修士課程

古典文学特殊研究	(4)	日本語教育特殊研究	(4)
古典文学特殊研究演習	(8)	日本語教育特殊研究演習	(8)
近代文学特殊研究 I	(4)	東アジア(中国)言語文化特殊研究 I	(4)
近代文学特殊研究 I 演習	(8)	東アジア(中国)言語文化特殊研究 I 演習	(8)
近代文学特殊研究 II	(4)	東アジア(中国)言語文化特殊研究 II	(4)
近代文学特殊研究 II 演習	(8)	東アジア(中国)言語文化特殊研究 II 演習	(8)
言語処理論特殊研究	(4)	東アジア(中国)言語文化特殊研究 III	(4)
言語処理論特殊研究演習	(8)	東アジア(中国)言語文化特殊研究 III 演習	(8)
日本史特殊研究	(4)	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究 IV	(4)

東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅳ演習	(8)	アメリカ文学特殊研究演習	(8)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅴ	(4)	英語学特殊研究Ⅰ(英語教育学)	(4)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅴ演習	(8)	英語学特殊研究Ⅱ(外国語習得論)	(4)
東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅵ	(4)	英語学特殊研究Ⅱ(外国語習得論)演習	(8)
東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅵ演習	(8)	英語学特殊研究Ⅲ(英語史)	(4)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅶ	(4)	英語学特殊研究Ⅳ(応用言語学)	(4)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅶ演習	(8)	英語学特殊研究Ⅳ(応用言語学)演習	(8)
東アジア(中国)地域文化特殊研究Ⅰ	(4)	英語コミュニケーション論特殊研究	(4)
東アジア(中国)地域文化特殊研究Ⅰ演習	(8)	英語コミュニケーション論特殊研究演習	(8)
東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊研究Ⅱ	(4)	異文化理解教育論特殊研究	(4)
東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊研究Ⅱ演習	(8)	フランス文学特殊研究(フランス詩論)	(4)
東アジア地域言語文化総合演習	(2)	ドイツ語特殊研究(ドイツ現代言語論)	(4)
イギリス文学特殊研究	(4)	スペイン語特殊研究	(4)
イギリス文学特殊研究演習	(8)	スペイン語特殊研究演習	(8)
アメリカ文学特殊研究	(4)	西洋史特殊研究	(4)

(6) 国際文化研究科国際文化専攻 博士後期課程

古典文学特殊講義	(4)	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊講義Ⅶ	(4)
古典文学特殊研究指導	(12)	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究指導Ⅶ	(12)
近代文学特殊講義Ⅰ	(4)	東アジア(中国)地域文化特殊講義Ⅰ	(4)
近代文学特殊研究指導Ⅰ	(12)	東アジア(中国)地域文化特殊研究指導Ⅰ	(12)
近代文学特殊講義Ⅱ	(4)	東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊講義Ⅱ	(4)
東アジア(中国)言語文化特殊講義Ⅰ	(4)	東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊研究指導Ⅱ	(12)
東アジア(中国)言語文化特殊研究指導Ⅰ	(12)	アメリカ文学特殊講義	(4)
東アジア(中国)言語文化特殊講義Ⅱ	(4)	アメリカ文学特殊研究指導	(12)
東アジア(中国)言語文化特殊研究指導Ⅱ	(12)	イギリス文学特殊講義	(4)
東アジア(中国)言語文化特殊講義Ⅲ	(4)	イギリス文学特殊研究指導	(12)
東アジア(中国)言語文化特殊研究指導Ⅲ	(12)	英語学特殊講義(文体論)	(4)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊講義Ⅳ	(4)	英語学特殊研究指導(文体論)	(12)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究指導Ⅳ	(12)	英語教育学特殊講義Ⅰ(評価論)	(4)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊講義Ⅴ	(4)	英語教育学特殊研究指導Ⅰ(評価論)	(12)
東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究指導Ⅴ	(12)	英語教育学特殊講義Ⅱ(外国語習得論)	(4)
東アジア(中国)言語文化特殊講義Ⅵ	(4)	英語教育学特殊研究指導Ⅱ(外国語習得論)	(12)
東アジア(中国)言語文化特殊研究指導Ⅵ	(12)		

(7) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程

社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究	(2)	社会保障論専門研究演習	(8)
ソーシャルワーク・リサーチ専門研究	(2)	社会福祉法制専門研究	(2)
社会福祉学・福祉環境学フィールドワークⅠ	(2)	社会福祉法制専門研究演習	(8)
社会福祉学・福祉環境学フィールドワークⅡ	(2)	家族社会学専門研究	(2)
社会福祉学専門研究	(2)	家族社会学専門研究演習	(8)
社会福祉学専門研究演習	(8)	日本社会福祉史専門研究	(2)
高齢者福祉論専門研究	(2)	日本社会福祉史専門研究演習	(8)
高齢者福祉論専門研究演習	(8)	西欧社会福祉史専門研究	(2)
障害児者福祉論専門研究	(2)	西欧社会福祉史専門研究演習	(8)
障害児者福祉論専門研究演習	(8)	社会関係専門研究	(2)
地域福祉論専門研究	(2)	社会関係専門研究演習	(8)
地域福祉論専門研究演習	(8)	人権政策論専門研究	(2)
障害学専門研究	(2)	人権政策論専門研究演習	(8)
障害学専門研究演習	(8)	ソーシャルワーク方法論専門研究	(2)
児童福祉論専門研究	(2)	ソーシャルワーク方法論専門研究演習	(8)
児童福祉論専門研究演習	(8)	生活環境論専門研究	(2)
保育学専門研究	(2)	生活環境論専門研究演習	(8)
保育学専門研究演習	(8)	環境マネジメント論専門研究	(2)
社会保障論専門研究	(2)	環境マネジメント論専門研究演習	(8)

社会政策専門研究	(2)	スポーツ社会学専門研究演習	(8)
社会政策専門研究演習	(8)	健康教育学専門研究	(2)
精神保健福祉学専門研究	(2)	健康教育学専門研究演習	(8)
精神保健福祉学専門研究演習	(8)	社会福祉方法論専門研究	(2)
スポーツ社会学専門研究	(2)	社会福祉実習	(2)

(8) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程

社会福祉学方法論高度専門研究	(2)	社会福祉学特殊研究指導Ⅶ(地域福祉論)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅰ(社会福祉理論)	(4)	社会福祉政策学特殊講義Ⅰ(社会保障論)	(4)
社会福祉学特殊研究指導Ⅰ(社会福祉理論)	(12)	社会福祉政策学特殊研究指導Ⅰ(社会保障論)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅱ(西欧社会福祉史)	(4)	社会福祉政策学特殊講義Ⅱ(社会政策)	(4)
社会福祉学特殊研究指導Ⅱ(西欧社会福祉史)	(12)	社会福祉政策学特殊研究指導Ⅱ(社会政策)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅳ(障害学)	(4)	社会福祉政策学特殊研究指導Ⅲ(人権社会論)	(12)
社会福祉学特殊研究指導Ⅳ(障害学)	(12)	社会福祉政策学特殊講義Ⅳ(保育学)	(4)
社会福祉学特殊講義Ⅴ(精神保健福祉学)	(4)	社会福祉政策学特殊研究指導Ⅳ(保育学)	(12)
社会福祉学特殊研究指導Ⅴ(精神保健福祉学)	(12)	環境福祉学特殊研究指導Ⅰ(環境福祉学)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅵ(高齢者福祉論)	(4)	環境福祉学特殊講義Ⅱ(生活環境学)	(4)
社会福祉学特殊研究指導Ⅵ(高齢者福祉論)	(12)	環境福祉学特殊研究指導Ⅱ(生活環境学)	(12)
社会福祉学特殊講義Ⅶ(地域福祉論)	(4)	環境福祉学特殊研究指導Ⅳ(地域社会論)	(12)

2 前項の表に掲げるもののほか、学長は研究科委員会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

(単位の授与)

**第14条** 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(単位認定の方法)

**第15条** 単位修得の認定の方法は、研究科規則で定める。

(他大学院における授業科目の履修等)

**第15条の2** 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他の大学院において授業科目を履修することを許可し、修得した単位を、15単位を限度として、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第15条の3** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、15単位を限度として、研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(修得単位等の認定)

**第15条の4** 学長は、学生が第15条の2及び第15条の3の規定により修得した科目・単位については、研究科委員会の議を経て、20単位を限度として本大学院における授業科目を修得したものとみなすことができる。

(履修方法)

**第16条** 修士課程の学生は、その在学期間中に、研究科規則に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に、当該専攻において必要な研究指導を受け、専修科目の研究指導12単位を修得しなければならない。ただし、設定された必修科目は、修得しなければならない。

3 第13条第1項及び第2項に掲げる授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

4 授業科目の履修に関し、必要な事項は研究科規則で定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

**第17条** 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりである。

研究科	専攻	免許教科の種類
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状(商業)
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状(英語)、(中国語)、(韓国語) 高等学校教諭専修免許状(英語)、(中国語)、(韓国語)
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状(福祉)

### 第3章 学位の授与

(学位の種類)

**第18条** 大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科 課程	学位名称	
	修士課程	博士後期課程
商学研究科	修士(商学)	博士(商学)
商学・経済学研究科	修士(商学)	博士(商学)
	修士(経済学)	博士(経済学)
国際文化研究科	修士(文学)	博士(文学)
社会福祉学研究科	修士(社会福祉学)	博士(社会福祉学)

(学位授与の資格等)

**第19条** 大学院の課程により、修士又は博士の学位を与えられる者は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

修士課程に2年以上在学して、第16条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導

を受けたうえ、修士論文を在学期間中に提出して、その審査並びに最終試験に合格した者

(2) 博士の学位

博士後期課程に3年以上在学して第16条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格した者。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

**第20条** 学長は、大学院博士後期課程を経ることなく博士の学位論文を提出する者に、博士後期課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

**第21条** 学位及びその授与について、必要な事項は熊本学園大学学位規則で定める。

#### 第4章 入学、休学及び退学

(修士課程の入学資格)

**第22条** 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士後期課程の入学資格)

**第23条** 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (7) その他本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

**第24条** 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願)

**第25条** 入学を志願する者は、次の所定の書類に検定料を添えて、これを指定期日までに提出しなければならない。

修士課程

- (1) 入学志願書
- (2) 大学卒業証明書及び成績証明書

博士後期課程

- (1) 入学志願書
- (2) 大学院修士（博士前期）課程修了証明書及び成績証明書

(入学の許可)

**第26条** 学長は、入学志願者に対しては、考査のうえ入学を許可する。

(休学及び復学)

**第27条** 病気その他やむを得ない理由によって3か月以上学業継続が困難な者は、学長に保証人連署のうえ願ひ出て、休学の許可を受けることができる。

- 2 休学期間は、2か年以内とし、2回を超えることはできない。ただし、休学した期間は、大学院学則第10条及び第11条に規定する修業年限及び在学年限に算入しない。
- 3 休学者が復学しようとするときは、学長に保証人連署のうえ願ひ出なければならない。
- 4 復学の時期は、学期の初めとする。
- 5 休学及び復学に関する詳細は、別に定める。

(退学)

**第28条** 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長に保証人連署の退学願を提出し、許可を得なければならない。

- 2 退学に関する詳細は、別に定める。

(再入学)

**第29条** 前条によって退学を許可された者が再入学を願ひ出たときは、学長は研究科委員会の議を経て、許可することができる。

- 2 再入学に関する詳細は、別に定める。

(科目等履修生)

**第30条** 大学院において科目等履修生として学修することを志望する者がいるときは、履修希望科目

の担当教員の許可を得たうえ、学長は選考につき研究科委員会の議を経て、学修を許可することができる。

**第31条** 科目等履修生として学修することができる者は、大学院の入学資格を有するものでなければならない。

2 学長は、科目等履修生が、選択した授業科目を履修して、その試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

**第32条** 科目等履修生として履修した授業科目は、大学院の正規の授業科目として認定することができる。

(研究生)

**第33条** 大学院の課程を修了した者又は博士後期課程に3年以上在学し退学した者が、研究の継続を志望する場合には、学長は選考につき研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する詳細は、別に定める。

## 第5章 賞罰

(表彰)

**第34条** 大学院学生の表彰については、熊本学園大学学則第64条を準用する。

(懲戒)

**第34条の2** 大学院学生の懲戒については、熊本学園大学学則第65条を準用する。

## 第6章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

**第35条** 入学を許可された者は、指定期日までに入学金を納付しなければならない。

**第36条** 大学院の学生は、次の2期に分けて授業料等を納付しなければならない。

第1期 4月28日まで

第2期 9月28日まで

**第37条** 授業料、入学検定料、入学金、施設費その他の納入金に関しては、次のとおりとする。

修士課程

入学検定料 30,000円

入学金 100,000円

授業料 624,000円

施設費 60,000円

博士後期課程

入学検定料 30,000円

入学金 100,000円

授業料 624,000円

施設費 60,000円

2 授業料その他の納入金に関する詳細は、別に定める。

**第38条** 入学金及び授業料は、納付後は返還しない。

**第39条** 指定の期日までに授業料を納付しない者は、除籍する。

(履修料)

**第40条** 科目等履修生の履修料については、別に定める。

(研究生授業料)

**第41条** 研究生の授業料については、別に定める。

## 第7章 教員組織

(研究科長)

**第41条の2** 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長は、教授である構成員より当該研究科委員会において選出する。
- 4 研究科長の任期は、2年とする。

(教員組織)

**第42条** 大学院における授業及び研究指導は、大学院担当の教授が行う。ただし、特別の事情があるときは、大学院担当の准教授、講師又は助教が行うことがある。

## 第8章 運営組織

(大学院委員会)

**第43条** 大学院に、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員長は学長が、これを兼ねる。

- 2 委員会は、学長、担当副学長、研究科長及び各研究科において選出された2名の委員をもって構成し、必要に応じ、他の教職員の出席を求めることができる。
- 3 研究科において選出された委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

**第44条** 削除

(研究科委員会)

**第45条** 各研究科に、研究科委員会を置き、その研究科に所属する専任の教授及び准教授をもって構成する。

**第46条** 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項各号に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 3 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 学則等の準用

(学則の準用)

**第47条** この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、熊本学園大学学則及びその他の熊本学園大学諸規程を準用する。

## 第10章 雑則

(改廃)

**第48条** この学則の改廃は、研究科委員会、大学院委員会及び教育研究評議会の議を経て、理事会が行う。

### 附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この改正学則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者については、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 17 条及び第 18 条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 19 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この改正は、平成 23 年 10 月 26 日から施行する。
- 22 この改正学則の施行に当り、平成 23 年度の改選による研究科長の任期は、第 45 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 23 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 経営学研究科経営学専攻修士課程は、平成 24 年 5 月 29 日をもって廃止する。なお、経営学研究

科については、経営学専攻博士後期課程の在籍者がいなくなるのを待って廃止することとする。

- 25 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 経営学研究科経営学専攻博士後期課程は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 27 経営学研究科は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 28 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 30 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 31 商学研究科経営学専攻は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 32 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 33 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 34 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 35 この改正学則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者、又は研究指導の単位を修得し退学した者については、なお従前の例による。
- 36 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 37 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 38 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 39 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 40 この改正学則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者については、第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 の規定の適用は、なお従前の例による。
- 41 令和 6 年度から令和 7 年度までの間の収容定員は、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 6 年度		令和 7 年度	
		修士課程	博士後期課程	修士課程	博士後期課程
商学研究科	商学専攻	5 名	6 名	0 名	3 名
経済学研究科	経済学専攻	5 名	6 名	0 名	3 名

- 42 商学研究科及び経済学研究科は、改正後の第 9 条にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に当該各研究科に在籍する者が当該各研究科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 43 経済学研究科は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 44 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 45 この改正学則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者については、第 37 条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 46 社会福祉学研究科福祉環境学専攻は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 47 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

# 熊本学園大学学位規則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに熊本学園大学学則、熊本学園大学大学院学則及び熊本学園大学専門職大学院学則により定めるよう規定されている事項、その他熊本学園大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学部・学科及び研究科・専攻		学位名称及び専攻
商学部	商学科	学士(商学)
	ホスピタリティ・マネジメント学科	学士(経営学)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
	リーガルエコノミクス学科	学士(経済学)
外国語学部	英米学科	学士(文学)
	東アジア学科	学士(文学)
社会福祉学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)
	福祉環境学科	学士(福祉環境学)
	子ども家庭福祉学科	学士(社会福祉学)
	ライフ・ウェルネス学科	学士(社会福祉学)
商学研究科	商学専攻	修士(商学)
		博士(商学)
商学・経済学研究科	商学・経済学専攻	修士(商学)
		修士(経済学)
		博士(商学)
		博士(経済学)
国際文化研究科	国際文化専攻	修士(文学)
		博士(文学)
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士(社会福祉学)
		博士(社会福祉学)
会計専門職研究科	アカウンティング専攻	会計修士(専門職)

(学士の学位)

**第3条** 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、広く専門学術の理論を研究し、専門性を要する職業等に必要の高い知的応用能力を有する者に授与する。

(修士の学位)

**第4条** 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(博士の学位)

**第5条** 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(専門職学位)

**第6条** 専門職学位は、本学専門職大学院学則の定めるところにより、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

## 第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

**第7条** 学士の学位は、本学に4年以上在学し、本学学則第17条に定める授業科目及び単位を修得して、卒業が認定された者に授与する。

(卒業の判定)

**第8条** 学部教授会は、前条の要件を満たしているか否かを審議する。

(学部長の報告)

**第9条** 学部長は、前条の審議の結果を学長に文書をもって報告する。

(学位記の授与)

**第10条** 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与する。

## 第3章 修士の学位

(学位授与の要件)

**第11条** 修士の学位は、修士課程に2年以上在学し、本学大学院学則第16条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に授与する。

2 本学大学院学則第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（本学大学院学則第22条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位論文の提出)

**第12条** 修士課程の学位論文は、在学期間中に提出しなければならない。

2 修士課程の学位論文を提出しようとする者は、課程修了予定の1年前の学年末までに、大学院学則第13条に定める授業科目について、20単位以上を修得しなければならない。ただし、第11条第2項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

3 修士課程の学位論文の提出に関しては、本学大学院研究科規則において定める。

(学位論文の審査)

**第13条** 修士課程の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会から選出された教員3名以上よりなる審査委員会がこれを行う。

2 審査委員は、指導教員を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。

(最終試験)

**第14条** 修士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 前項の最終試験は、提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口述試験により行う。

(学位論文の審査期間)

**第15条** 修士課程の学位論文の審査並びに最終試験は、原則として、在学期間中にこれを終了する。

(審査の報告)

**第16条** 修士課程の学位論文の審査並びに最終試験の結果につき、審査委員会は直ちに研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議・判定)

**第17条** 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の要件を満たしているか否かを判定する。

2 前項の判定は、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

**第18条** 当該研究科長は、前条の審議の結果を学長に文書をもって報告する。

(学位記の授与)

**第19条** 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与する。

#### 第4章 博士の学位

(学位授与の要件)

**第20条** 博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、本学大学院学則第16条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する博士の学位は、本学大学院の課程を経ない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、専攻学術及び外国語に関し、本学大学院の課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有すると認められた場合に限り、その者に対しこれを授与することができる。

(学位論文の提出)

**第21条** 前条第1項により学位論文を提出しようとする者は、本学大学院研究科規則第4条第2項に

定める指導教員の承認を得るものとし、別記様式による論文審査願とともに学位論文及び指定された書類を在学期間中に研究科長に提出しなければならない。

2 博士後期課程の学位論文の提出に関しては、本学大学院研究科規則において定める。

**第22条** 第20条第2項により学位論文を提出しようとする者は、別記様式による学位申請書とともに学位論文及び指定された書類を学長に提出しなければならない。

(学位論文の受理)

**第23条** 前条による学位論文の提出があったときは、学長は当該学位論文を審査すべき研究科委員会に付託してこれを受理すべきか否かを諮るものとする。

2 学長は、前項の規定により当該学位論文を付託された研究科委員会が受理すべきものと判定した学位論文に限り、これを受理する。

3 学長は、前項の規定により学位論文を受理したときは、すみやかに当該学位論文を受理すべきことを判定した研究科委員会の審査に付する。

(審査委員会)

**第24条** 当該研究科委員会は、当該学位論文が第20条第1項又は第2項のいずれにより提出されたかを問わず、学位論文の審査及び学識の認定を行うため、審査委員会を設ける。

2 前項の審査委員会は、研究科委員会から選出された当該学位論文に関連のある授業科目を担当する教員3名以上で構成するものとし、主査1名、副査2名以上とする。

3 第20条第1項により提出された学位論文の審査については、指導教員がその主査となる。

4 審査のため研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、本学及び他大学の大学院又は研究所等の教員を副査とすることができる。

(最終試験)

**第25条** 第20条第1項に定める最終試験は、提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について口述試問により行う。

(学識の認定)

**第26条** 第20条第2項に定める学識の認定は、専攻学術及び外国語について口答または筆答による試問の方法により行い、本学大学院博士後期課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。

(学位請求の却下)

**第27条** 学位論文を受理した場合であっても、審査委員会が学位請求者について前条に規定する学識がないことを確認したときは、当該研究科委員会の判定により、学位論文の審査を省略し、学長は直ちに学位授与の請求を却下することができる。

(学位論文の審査期間)

**第28条** 学位論文の審査並びに最終試験は、原則として学位論文を受理した後、1年以内に終了する。

(審査委員会の審査報告)

**第29条** 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨をすみやかに文書をもって、当該研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議・判定)

**第30条** 学位論文の審査を付託された研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の要件を満たしているか否かを判定する。

2 前項の判定は、当該研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

**第31条** 当該研究科委員会が前条に規定する判定をしたときは、当該研究科長は学位論文に添えて学位請求者の氏名、論文の内容、論文審査要旨、最終試験の成績及び審議の結果を文書をもって学長に報告する。

(学位記の授与)

**第32条** 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨の公表)

**第33条** 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

**第34条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表する。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表しているときはこの限りではない。

2 博士の学位を授与された者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合に限り、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位論文を公表する場合には、熊本学園大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

**第35条** 本大学は、この規則の定めるところにより博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

## 第5章 専門職学位

(学位授与の要件及び決定)

**第36条** 専門職学位は、専門職学位課程に2年以上在学し、本学専門職大学院学則第15条に定める単位を修得した者に授与する。ただし、会計専門職研究科アカウンティング専攻において「論文指導」を履修して学位を取得する者は、必要な研究指導を受け、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位論文の提出)

**第37条** 会計修士の学位論文は、在学期間中に提出しなければならない。

2 学位論文の提出に関しては、授業科目履修規程において定める。

(学位論文の審査)

**第38条** 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会から選出された教員3名以上よりなる審査委員会がこれを行う。

2 審査委員は、指導教員を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。

(審査の方法)

**第39条** 審査委員会は論文の審査並びに最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口述試問により行う。

3 審査並びに最終試験は、原則として、在学期間に終了しなければならない。

(審査の報告)

**第40条** 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験の結果を、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議・判定)

**第41条** 研究科委員会は、課程修了を審議・判定して、学長に報告する。

(学位記の授与)

**第42条** 学長は、研究科委員会の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与する。

## 第6章 学位の取消し、その他

(学位の取消し)

**第43条** 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会又は研究科委員会の判定に基づき、学長はその授与した学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の榮譽を汚辱する行為があったとき。

2 前項の判定を行うには、それぞれ、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位の名称)

**第44条** 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、熊本学園大学と付記するものとする。

(学位記の授与日)

**第45条** 学位記は、3月と9月に授与する。

(学位記・学位申請関係書類の様式)

**第46条** 学位記及び博士の学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位論文の保存)

**第47条** この規則の定めるところにより、修士及び博士の学位を授与した学位論文の原本は、本学図

書館において保存する。

(規則の改廃)

**第48条** この規則の改廃は、学士の学位に関する条項については各学部教授会の議を経て学長が行い、修士及び博士の学位に関する条項については各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条における経済学研究科及び第 11 条別記様式(2)については、平成 4 年度入学者から適用する。
- 4 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この改正規則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者については、第 2 条の規則の適用は、なお従前の例による。
- 16 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この改正規則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。
- 18 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 第 33 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 21 第 34 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。
- 22 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 この改正規則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者、又は研究指導の単位を修得し退学した者については、なお従前の例による。
- 26 この改正は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 27 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 28 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 19 条関係）

(1) 修士（商学）の学位記

修 商 第 号	MC
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院商学研究科商学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学研究科長 氏名 印	<i>(Student's Name)</i>
本学商学研究科長の認定により修士（商学）の学位を授与する	<i>the degree of Master of Commerce</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(2) 修士（商学）の学位記

修 商 第 号	MC
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Economics and Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学・経済学研究科長 氏名 印	<i>(Student's Name)</i>
本学商学・経済学研究科長の認定により修士（商学）の学位を授与する	<i>the degree of Master of Commerce</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(3) 修士（経済学）の学位記

修 経 済 第 号	ME
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Economics and Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学・経済学研究科長 氏名 印	<i>(Student's Name)</i>
本学商学・経済学研究科長の認定により修士（経済学）の学位を授与する	<i>the degree of Master of Economics</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(4) 修士（文学）の学位記

修 学 第 号	MA
学 位 記	<b>Kumamoto Gakuen University</b> <b>Graduate School of Area-based Cultural Studies</b>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
<p>本学大学院国際文化研究科国際文化専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>年 月 日 熊本学園大学大学院国際文化研究科長 氏名</p>	<i>hereby confers upon</i>  <i>(Student's Name)</i>  <i>the degree of Master of Arts</i>
<p>本学国際文化研究科長の認定により修士（文学）の学位を授与する</p> <p>年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏名</p>	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>  <i>(Signature)</i> <i>Director of Graduate Studies</i>  <i>(Signature)</i> <i>President</i>

(5) 修士（社会福祉学）の学位記

修 社会福祉 第 号	MW
学 位 記	<b>Kumamoto Gakuen University</b> <b>Graduate School of Social Welfare</b>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
<p>本学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>年 月 日 熊本学園大学大学院社会福祉学研究科長 氏名</p>	<i>hereby confers upon</i>  <i>(Student's Name)</i>  <i>the degree of Master of Social Welfare</i>
<p>本学社会福祉学研究科長の認定により修士（社会福祉学）の学位を授与する</p> <p>年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏名</p>	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>  <i>(Signature)</i> <i>Director of Graduate Studies</i>  <i>(Signature)</i> <i>President</i>

別記様式（第 32 条関係）

(1) 博士（商学）の学位記－課程修了による博士－

博(甲)商 第 号	DC
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院商学研究科商学専攻の博士後期課程において必要な研究指導を受けかつ学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学研究科長 氏名 印	<i>(Student's Name)</i>
本学商学研究科長の認定により博士（商学）の学位を授与する	<i>the degree of Doctor of Commerce</i>
年 月 日 熊本学園大学長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(2) 博士（商学）の学位記－論文提出による博士－

博(乙)商 第 号	DC
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the dissertation submitted for doctorate by dissertation degree having met the expected standards prescribed by the university</i>
本学大学院商学研究科商学専攻において博士学位論文の審査ならびに所定の試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学研究科長 氏名 印	<i>(Recipient's Name)</i>
本学商学研究科長の認定により博士（商学）の学位を授与する	<i>the degree of Doctor of Commerce</i>
年 月 日 熊本学園大学長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(3) 博士（商学）の学位記－課程修了による博士－

博(甲)商 第 号	DC
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Economics and Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻の博士後期課程において必要な研究指導を受けかつ学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学・経済学研究科長 氏名 印	<i>(Student's Name)</i>
本学商学・経済学研究科長の認定により博士（商学）の学位を授与する	<i>the degree of Doctor of Commerce</i>
年 月 日 熊本学園大学長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(4) 博士（商学）の学位記－論文提出による博士－

博(乙)商 第 号	DC
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Economics and Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the dissertation submitted for doctorate dissertation degree having met the expected standards prescribed by the university</i>
本学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻において博士学位論文の審査ならびに所定の試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学・経済学研究科長 氏名 印	<i>(Recipient's Name)</i>
本学商学・経済学研究科長の認定により博士（商学）の学位を授与する	<i>the degree of Doctor of Commerce</i>
年 月 日 熊本学園大学長 氏名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(5) 博士（経済学）の学位記－課程修了による博士－

博(甲)経済 第 号	DE
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Economics and Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻の 博士後期課程において必要な研究指導を受けかつ学位 論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学・経済学研究科長	<i>(Student's Name)</i>
氏名 ㊟	<i>the degree of Doctor of Economics</i>
本学商学・経済学研究科長の認定により博士（経済 学）の学位を授与する	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長	<i>on this xx day of March, two thousand and xx</i>
氏名 ㊟	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(6) 博士（経済学）の学位記－論文提出による博士－

博(乙)経済 第 号	DE
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Economics and Commerce</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the dissertation submitted for doctorate dissertation degree having met the expected standards prescribed by the university</i>
本学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻に おいて博士学位論文の審査ならびに所定の試験に合格 したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院商学・経済学研究科長	<i>(Recipient's Name)</i>
氏名 ㊟	<i>the degree of Doctor of Economics</i>
本学商学・経済学研究科長の認定により博士（経済 学）の学位を授与する	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長	<i>on this xx day of March, two thousand and xx</i>
氏名 ㊟	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(7) 博士（文学）の学位記－課程修了による博士－

博(甲)文学 第 号	DP
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Area-based Cultural Studies</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院国際文化研究科国際文化専攻の博士後期課 程において必要な研究指導を受けかつ学位論文の審査 及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院国際文化研究科長	<i>(Student's Name)</i>
氏名 ㊟	<i>the degree of Doctor of Philosophy</i>
本学国際文化研究科長の認定により博士（文学）の学 位を授与する	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長	<i>on this xx day of March, two thousand and xx</i>
氏名 ㊟	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(8) 博士（文学）の学位記－論文提出による博士－

博(乙)文学 第 号	DP
学 位 記	<i>Kumamoto Gakuen University Graduate School of Area-based Cultural Studies</i>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the dissertation submitted for doctorate by dissertation degree having met the expected standards prescribed by the university</i>
本学大学院国際文化研究科において博士学位論文の審 査ならびに所定の試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院国際文化研究科長	<i>(Recipient's Name)</i>
氏名 ㊟	<i>the degree of Doctor of Philosophy</i>
本学国際文化研究科長の認定により博士（文学）の学 位を授与する	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長	<i>on this xx day of March, two thousand and xx</i>
氏名 ㊟	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(9) 博士（社会福祉学）の学位記－課程修了による博士－

博(甲)社会福祉 第 号	DW
学 位 記	<b>Kumamoto Gakuen University</b> <b>Graduate School of Social Welfare</b>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the successful completion of all the requirements prescribed by the university</i>
本学大学院社会福祉学専攻の博士後 期課程において必要な研究指導を受けかつ学位論文の 審査及び最終試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院社会福祉学専攻長 氏 名 印	<i>(Student's Name)</i>
本学社会福祉学専攻長の認定により博士（社会福祉 学）の学位を授与する	<i>the degree of Doctor of Social Welfare</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏 名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

(10) 博士（社会福祉学）の学位記－論文提出による博士－

博(乙)社会福祉 第 号	DW
学 位 記	<b>Kumamoto Gakuen University</b> <b>Graduate School of Social Welfare</b>
氏 名 生 年 月 日	<i>in recognition of the dissertation submitted for doctorate by dissertation degree having met the expected standards prescribed by the university</i>
本学大学院社会福祉学専攻において博士學位論文の 審査ならびに所定の試験に合格したことを認める	<i>hereby confers upon</i>
年 月 日 熊本学園大学大学院社会福祉学専攻長 氏 名 印	<i>(Recipient's Name)</i>
本学社会福祉学専攻長の認定により博士（社会福祉 学）の学位を授与する	<i>the degree of Doctor of Social Welfare</i>
年 月 日 熊 本 学 園 大 学 長 氏 名 印	<i>with all the privileges and obligations pertaining thereto given at Kumamoto City, Japan on this xx day of March, two thousand and xx</i>
	<i>(Signature) Director of Graduate Studies</i>
	<i>(Signature) President</i>

# 熊本学園大学大学院研究科規則

**第1条** この規則は、本学大学院学則及び学位規則により、必要とされる事項及び大学院研究科（以下「研究科」という）において必要と認められる事項を定める。

**第2条** 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則第13条の表の定めるところによる。

**第3条** 各研究科において修得すべき単位数は、次のとおりとする。

(1) 商学研究科 商学専攻 修士課程

(一) 必修科目

専修科目 12単位

(二) 選択必修科目

前記(一)以外の主要学科目 8単位以上

ビジネススキル科目 4単位以上

(三) 選択科目

その他の講義科目 6単位以上

合計 30単位以上

(2) 商学・経済学研究科 商学・経済学専攻 修士課程

(一) 必修科目

専修科目 12単位

(二) 選択科目

前記(一)以外の科目（応用科目を除く） 18単位以上

合計 30単位以上

(3) 国際文化研究科 国際文化専攻 修士課程

(一) 必修科目

専修科目 12単位

(二) 選択科目

前記(一)以外の講義及び演習科目 18単位以上

合計 30単位以上

(4) 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程

(一) 必修科目

専修科目 10単位

専修科目以外の必修科目 2単位

(二) 選択科目

前記(一)以外の講義及び実習科目 18単位以上

合計 30単位以上

(5) 商学研究科 商学専攻 博士後期課程

必修科目

専修科目（研究指導演習） 12単位  
（6）商学・経済学研究科 商学・経済学専攻 博士後期課程

必修科目

専修科目（研究指導演習） 12単位  
（7）国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程

必修科目

専修科目（特殊研究指導） 12単位  
（8）社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程

必修科目

専修科目（特殊研究指導） 12単位  
（専修科目）

**第4条** 学生は、大学院学則第13条に定める授業科目のなかから、修士課程においては、商学・経済学研究科商学・経済学専攻では一科目（講義・演習）を、商学研究科商学専攻及び国際文化研究科国際文化専攻では一特殊研究科目（講義・演習）を、社会福祉学研究科社会福祉学専攻では一専門研究科目（講義・演習）を自己の専修科目とし、博士後期課程においては、商学研究科商学専攻及び商学・経済学研究科商学・経済学専攻では一研究指導演習を、国際文化研究科国際文化専攻及び社会福祉学研究科社会福祉学専攻では一特殊研究指導を専修としなければならない。

2 学生は、専修科目担当の教員を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。

3 単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。

（1）商学研究科商学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、その他の主要学科目から8単位以上、ビジネススキル科目から4単位以上、選択科目より6単位以上を第1年次及び第2年次で修得しなければならない。

ただし、経済学研究科経済学専攻修士課程の授業科目より6単位以内に限り、経済学研究科の履修者がいる場合にのみ、指導教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て、修了要件単位の30単位のうち選択科目としての6単位のうちに含めることができる。

（2）商学・経済学研究科商学・経済学専攻修士課程商学分野においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の選択科目から18単位以上を第1年次及び第2年次で修得しなければならない。

（3）商学・経済学研究科商学・経済学専攻修士課程経済学分野においては、専修科目の講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の選択科目から18単位以上（ただし、ミクロ経済学講義、マクロ経済学講義、実証分析講義の中から2単位以上を含む）を第1年次及び第2年次で修得しなければならない。

（4）国際文化研究科国際文化専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で18単位以上修得しなければならない。

- (5) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義2単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の必修科目2単位を第1年次及び第2年次で、また必修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で18単位以上修得しなければならない。
- (6) 商学研究科商学専攻博士後期課程においては、専修科目12単位を第1年次、第2年次及び第3年次で修得しなければならない。
- (7) 商学・経済学研究科商学・経済学専攻博士後期課程においては、専修科目12単位を第1年次、第2年次及び第3年次で修得しなければならない。
- (8) 国際文化研究科国際文化専攻博士後期課程においては、専修科目12単位を第1年次、第2年次及び第3年次で修得しなければならない。
- (9) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程においては、専修科目12単位を第1年次、第2年次及び第3年次で修得しなければならない。

(指導教員)

**第5条** 学生は、前条第2項で定めた指導教員を、研究科長に申告しなければならない。

- 2 指導教員の申告に際し、学生はあらかじめ当該教員の内諾を得ておかなければならない。
- 3 指導教員の決定は、研究科委員会において行うものとする。

(単位認定)

**第6条** 授業科目の単位修得の認定は、筆記、または口述試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行うものとする。

- 2 前項の単位認定は、原則として、各科目の授業等の終了時に行うものとする。

(評定)

**第7条** 授業科目の成績は、S・A・B・C及びDの評定をもってあらわし、S・A・B及びCをもって単位修得と認定する。

- 2 前項の成績評定は、次の基準によるものとする。

- (1) S 100点～90点まで
- (2) A 89点～80点まで
- (3) B 79点～70点まで
- (4) C 69点～60点まで
- (5) D 59点以下

(学位論文)

**第8条** 熊本学園大学学位規則第12条に定める修士課程の学位論文及び同規則第21条第1項に定める博士後期課程の学位論文を提出しようとする者は、1編4部（正本1部、副本3部）作成し、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- 2 提出の時期は、修士課程の第2年次の者は1月、第3年次以上の者は毎年7月又は1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。博士後期課程の者については、別に定める。
- 3 熊本学園大学大学院学則第20条、熊本学園大学学位規則第20条第2項に定める「論文提出による博士」の場合の取り扱いについては、別に定める。

(審査及び最終試験)

**第9条** 論文審査及び最終試験については、熊本学園大学学位規則の定めるところによる。

(証明書)

**第10条** 単位を修得した者が希望するときは、単位修得証明書を交付することができる。

(改廃)

**第11条** この規則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規則の施行により、熊本商科大学大学院研究科規則は廃止する。
- 6 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この改正規則の施行に当り、現に 2 年次以上に在学中の者については、従前の例による。
- 15 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 商学・経済学研究科 修士課程 三つのポリシー

### ◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

#### <商学分野>

商学・経済学研究科商学分野では、所定の期間在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、商学全般についての幅広い知識を有し、かつ、以下の能力を身につけているものと判断して、修士（商学）の学位を授与する。

1. 流通・マーケティング分野についての専門知識を有し、分析ができる。
2. ファイナンス・会計分野についての専門知識を有し、分析ができる。
3. 経営分野についての専門知識を有し、分析ができる。
4. 企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応した現状把握と分析ができる。
5. 自身の研究内容を商学の理論や方法論の中で位置づけることができ、研究テーマに応じて説得力のある論文として構築できる。

#### <経済学分野>

商学・経済学研究科経済学分野では、所定の期間在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、経済学全般についての幅広い知識を有し、かつ、以下の能力を身につけているものと判断して、修士（経済学）の学位を授与する。

1. 経済理論・計量経済学分野の専門知識を有し、分析ができる。
2. 経済政策・経済史分野の専門知識を有し、分析ができる。
3. 地域経済・国際経済分野の専門知識を有し、分析ができる。
4. 経済を取り巻く環境の高度化・複雑化・情報化に対応した現状把握を理論とデータ等から分析し、問題解決に導くことができる。
5. 自身の研究内容を経済学の理論や方法論の中で位置づけることができ、研究テーマに応じて説得力のある論文として構築できる。

### ◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

#### <商学分野>

商学・経済学研究科商学分野では、学位授与方針に定めた能力を学生に修得させるため、また、資格取得を目指す学生のため、以下のとおり教育課程を編成し、実施している。

1. 商学に関する幅広い知識を身につけるとともに、専門分野についての専門知識を涵養するため、科目を基礎科目（講義）と応用科目（演習）に大別した上で、「流通・マーケティング系」「ファイナンス・会計系」「経営系」に分類し、体系的に配置している。
2. 現実社会とネット環境が高度に融合した超スマート社会でリーダーシップを発揮できるよう情報・

通信、統計などの「データサイエンス系」科目（基礎科目（講義））を配置している。

3. 税理士志望者に対応した科目を配置している。
4. 社会人や商・経営学部以外からの出身者を対象とした「フォローアップ演習」を配置している。
5. 修士論文の指導は、指導教員を中心に複数の教員から助言を受ける体制（指導委員会）を構築している。これにより研究課題に対して多角的にアプローチすることができるようになり、修士として必要な研究能力が育まれる。さらに経過報告（中間発表）を実施し、指導委員会からの確かな助言・指導を受けることで修士論文の完成を目指す。

#### <経済学分野>

商学・経済学研究科経済学分野では、学位授与方針に定めた能力を学生に修得させるため、また、資格取得を目指す学生のため、以下のとおり教育課程を編成し、実施している。

1. 経済学に関する幅広い知識を身につけるとともに、専門分野についての専門知識を涵養するため、科目を基礎科目（講義）と応用科目（演習）に大別した上で、「理論・計量経済学系」「経済政策・経済史系」「地域経済・国際経済系」に分類し、体系的に配置している。
2. 現実社会とネット環境が高度に融合した超スマート社会でリーダーシップを発揮できるよう情報・通信、統計などの「データサイエンス系」科目（基礎科目（講義）、応用科目（演習））を配置している。
3. 税理士志望者及び公務員志望者に対応した科目を配置している。
4. 社会人や経済学部以外からの出身者を対象とした「フォローアップ演習」を配置している。
5. 修士論文の指導は、指導教員を中心に複数の教員から助言を受ける体制（指導委員会）を構築している。これにより研究課題に対して多角的にアプローチすることができるようになり、修士として必要な研究能力が育まれる。さらに経過報告（中間発表）を実施し、指導委員会からの確かな助言・指導を受けることで修士論文の完成を目指す。

#### ◆入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

##### <商学分野>

商学・経済学研究科商学分野では、次に示すような方を幅広く受け入れていく。

1. 商学に関する（大学）学部卒業程度の専門知識を有している方。
2. 指導教員の指導を受けながら、主体的に研究を遂行できる方。

##### <経済学分野>

商学・経済学研究科経済学分野では、次に示すような方を幅広く受け入れていく。

1. 経済学に関する（大学）学部卒業程度の専門知識を有している方。
2. 指導教員の指導を受けながら、主体的に研究を遂行できる方。

# 商学・経済学研究科 修士課程 履修要項

## 1. 履修ガイド

### 【専修科目】

学生は、出願時の選択に基づき、大学院学則第13条に定める授業科目のうち、1つの演習と、当該演習と同一名称の講義を自己の専修科目とする。(同一名称の講義・演習とは、〇〇講義と〇〇演習を指す。その際、経済学分野のデータサイエンス概論とデータ分析応用演習は同一名称の講義・演習として扱う。)

### 【指導教員による指導】

学生は、専修科目の担当教員(指導教員)から学位論文の作成、関連する他の研究指導及び講義科目の受講、その他研究全般について指導を受けるものとする。

### 【必修科目】

学生は、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、演習8単位を第1年次及び2年次で、履修しなければならない。

### 【選択科目】

必修科目以外に、応用科目(演習)以外の科目から、第2年次までに18単位以上(経済学分野の科目を専修科目とする学生は、ミクロ経済学講義、マクロ経済学講義、実証分析講義の中から2単位以上を含む)を履修しなければならない。

## 2. 論文指導体制

- ① 修士論文の指導は、指導教員を主査とし、それに第1年次秋学期に学位論文テーマ及び内容に従って研究科委員会で決定される副査2名を加えた指導委員会によって行われる。
- ② 学生は、第1年次秋学期の研究経過報告会(第1回口頭発表)、第2年次春学期の中間報告会(第2回口頭発表)(いずれも公開の研究発表会)で研究経過を報告し、指導委員会及び出席者からアドバイスを受ける。

## 3. 学位論文の要件及び基準

### 【論文提出の要件】

- ① 修士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。
- ② 修士論文の提出にあたっては、課程修了予定1年前の学年末までに20単位以上(演習は含まない)を修得していなければならない。
- ③ 修士論文は日本語の場合4万字程度を基準とするが、専攻分野によっては、字数は問わない。外国語の場合は日本語の場合に準ずる。
- ④ 提出時期は、第2年次の者は1月、第3年次以上の者は毎年7月または1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

#### 【論文審査基準】

- ① 論旨が明快であり、論証が適切であること。
- ② 資料が適切に収集されており、十分に分析・利用されていること。
- ③ 専攻分野及び関連の分野にも広い視野を持ち目配りができていること。

#### 4. 成績評価

講義科目は、授業でのプレゼンテーションとレポートによる成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、研究レポートとプレゼンテーション等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)及びD (59点以下)の評定をもってあらし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。

各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

#### 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

#### 6. 修了要件

本課程を修了するには、2年以上在学し、専修科目の講義4単位、演習8単位を必修とし、応用科目を除くその他の科目から18単位(経済学分野の科目を専修科目とする学生は、ミクロ経済学講義、マクロ経済学講義、実証分析講義の中から2単位以上を含む)、合計30単位以上を修得したうえ、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

修了要件を満たした学生は、選択した分野の名称の学位(商学又は経済学)を授与される。

## 商学・経済学研究科 修士課程 学位授与までのプロセス



## 商学・経済学研究科 博士後期課程 三つのポリシー

### ◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

#### <商学分野>

商学・経済学研究科商学分野では、所定の期間在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、商学についての深い学識と企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応できる専門的な分析能力を有し、かつ、以下の能力を身につけているものと判断して、博士（商学）の学位を授与する。

1. 流通・マーケティング分野についての深い学識を有し、研究を遂行できる。
2. ファイナンス・会計分野についての深い学識を有し、研究を遂行できる。
3. 経営・情報分野についての深い学識を有し、研究を遂行できる。
4. 商学に関する専門分野について、論理的、または実証分析に基づいた高度な研究が行え、かつ、その成果を独創性のある研究論文として作成することができる。

#### <経済学分野>

商学・経済学研究科経済学分野では、所定の期間在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、経済学全般についての幅広い学識と、経済を取り巻く環境の高度化・複雑化・情報化に対応できる専門的な分析能力を有し、かつ、以下の能力を身につけているものと判断して、博士（経済学）の学位を授与する。

1. 経済理論・情報分野についての深い学識を有し、研究を遂行できる。
2. 経済政策・経済史分野についての深い学識を有し、研究を遂行できる。
3. 地域経済・国際経済分野についての深い学識を有し、研究を遂行できる。
4. 経済学に関する専門分野について、論理的、あるいは実証分析に基づいた高度な研究が行え、かつ、その成果を独創性のある研究論文として作成することができる。

### ◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

#### <商学分野>

商学・経済学研究科商学分野では、学位授与の方針に定めた能力、及び商学に関する高度で専門的な理論と研究方法を教授するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施している。

1. 商学に関する高度な専門知識と、専門分野についての高度な研究能力を涵養するため、科目を「流通・マーケティング系」「ファイナンス・会計系」「経営・情報系」に分類し、体系的に配置している。
2. 専門分野の研究については、3年間を通じた一貫性のある研究指導を行うとともに、専門分野だけの研究に偏ることのないよう、関連する科目についても履修できるようにしている。
3. 博士論文の指導は、指導教員を中心に複数の教員から助言を受ける体制（指導委員会）を構築している。これにより博士に求められる高度な研究能力が育まれる。また、複数回に渡って報告会を

実施し、指導委員会から研究の進捗状況を確認しながら的確な助言・指導を受けることで博士論文の完成を目指す。

#### <経済学分野>

商学・経済学研究科経済学分野では、学位授与方針に定めた能力、及び経済学に関する高度で専門的な理論と研究方法を教授するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施している。

1. 経済学に関する高度な専門知識と、専門分野についての高度な研究能力を涵養するため、科目を「理論・情報系」「経済政策・経済史系」「地域経済・国際経済系」に分類し、体系的に配置している。
2. 専門分野の研究については、3年間を通じた一貫性のある研究指導を行うとともに、専門分野だけの研究に偏ることのないよう、関連する科目についても履修できるようにしている。
3. 博士論文の指導は、指導教員を中心に複数の教員から助言を受ける体制（指導委員会）を構築している。これにより博士に求められる高度な研究能力が育まれる。また、複数回に渡って報告会を実施し、指導委員会から研究の進捗状況を確認しながら的確な助言・指導を受けることで博士論文の完成を目指す。

#### ◆入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

##### <商学分野>

商学・経済学研究科商学分野では、次に示すような方を幅広く受け入れていく。

1. 商学に関する修士課程修了程度の専門知識を有している方。
2. 指導教員の指導を受けながら、主体的に研究を遂行できる方。

##### <経済学分野>

商学・経済学研究科経済学分野では、次に示すような方を幅広く受け入れていく。

1. 経済学に関する修士課程修了程度の専門知識を有している方。
2. 指導教員の指導を受けながら、主体的に研究を遂行できる方。

# 商学・経済学研究科 博士後期課程 履修要項

## 1. 履修方法

- (1) 学生は、出願時の選択に基づき、大学院学則第13条に定める授業科目のうち、1つの演習（研究指導演習）を自己の専修科目とし、かつ、専修科目を3年以上履修して、12単位を修得するものとする。
- (2) 学生は、専攻する専修科目の担当教員（指導教員）から学位論文の作成及び関連する他の研究指導を受けるものとする。
- (3) 博士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。

## 2. 論文指導体制

- ① 学位論文の指導は、指導教員を主査とし、それに第1年次に学位論文テーマ及び内容に従って研究科委員会で決定される副査2名を加えた指導委員会によって行われる。
- ② 学生は、第1年次秋学期（末）及び第2年次秋学期（末）の研究経過報告会（公開の研究発表会）で研究経過を報告し、指導委員会及び出席者からアドバイスを受ける。

## 3. 学位授与の基本方針

- (1) 学位論文の審査にあたっては、高度に専門的な研究・業績に従事するのに必要な研究能力を示し、博士後期課程3年間で到達可能な研究業績を基準として、学位の授与を行うことを原則とする。
- (2) 学位論文の執筆言語については、指導委員会の許可を得て、日本語以外の言語を選択することができる。ただし、日本語以外で執筆する場合は、論文の一部の訳文を提出してもらうことがある。
- (3) 学位論文は、日本語の場合、概ね10万字から12万字程度を基準とするが、専攻分野によっては、字数は問わない。外国語の場合は日本語の場合に準ずる。

## 4. 学位論文審査基準

学位論文の審査については、専攻分野に関して申請者が自立して研究を行う能力を有するかどうかを、以下のような基準で判定する。

- ① 独創的な見解や新たな知見があるか。
- ② 論旨が明快であり、論証が適切であるか。
- ③ 資料が広範に収集されており、それが十分に分析・利用されているか。
- ④ 専攻分野及び関連分野に広い視野を持ち目配りができているか。
- ⑤ 専攻分野及び関連分野の優れた先行研究と同等の水準に達しているか。

## 5. 成績評価

講義科目は、授業でのプレゼンテーションとレポートによる成績評価を基本とする。

演習科目は、研究テーマごとのレポートとプレゼンテーションを始め、学会参加と発表、論文作成、出版等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）の評定をもってあらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。

各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

## 6. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

## 7. 修了要件

本課程の修了要件は、3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

## 8. 学位論文審査について

学位論文の提出にあたっては、博士学位論文予備審査（以下、予備審査という）を受けなければならない。予備審査を請求する者は、「完成間近の学位論文」と刊行論文（電子書籍可）1本以上を提出することが求められる。予備審査結果が「可」であれば、学位論文の提出を行うものとする。

博士学位の申請を希望する者は、「令和8（2026）年度博士学位の申請について」を確認すること。

## 商学・経済学研究科 博士後期課程 学位授与までのプロセス

### 出願時

- ・ 専修科目（指導教員）を選択  
（専門とする「分野」の決定→授与される学位の名称も決定）



### 1 年次

- 4 月 ・ 出願時の選択に基づき専修科目となる「研究指導演習」（指導教員）の決定
- 4 月～7 月 ・ 専修科目における研究指導、研究テーマの決定
- 7 月末まで ・ 研究計画書を確定（長期計画、年次計画）し、大学院事務室へ提出
- 9 月 ・ 指導教員を主査とする指導委員会を設置。副査2名は、学位論文テーマ及び内容に従って、研究科委員会で決定する。
- 2 月下旬 ・ 研究経過報告会（第1回口頭発表）  
（公開の研究発表会、指導委員会及び出席者のアドバイスを受ける。）



### 2 年次

- 4 月中旬 ・ 研究指導による研究の具体化  
・ 研究計画の再確認、修正（長期計画、年次計画）
- 秋学期 ・ 研究指導による研究の深化（春学期より継続）
- 2 月下旬 ・ 研究経過報告会（第2回口頭発表）  
（公開の研究発表会、指導委員会及び出席者のアドバイスを受ける。）  
→ 学位論文テーマの最終決定、学位論文完成に向かう。



### 3 年次

- 4 月～7 月 ・ 専修科目における研究指導  
指導委員会による総合的な学位論文のチェックを受け、最終段階へ向かう。
- 10 月末日 ・ 論文予備審査の申請  
申請に関しては、少なくとも既に刊行論文1本（電子書籍可）があり、また、完成間近の学位論文（予備論文）を提出しなければならない。
- 12 月 20 日 ・ 論文予備審査の結果が可であれば、学位論文提出（学位論文審査願等の提出書類とともに）
- 1 月 ・ 指導教員を主査とする審査委員会を設置。副査2名は、学位論文テーマ及び内容に従って、研究科委員会で決定する。
- 1 月～2 月 ・ 学位論文審査 / 最終試験（公開発表会）
- 2 月 ・ 審査委員会は、審査及び最終試験終了後に審査報告書を作成し、研究科委員会に報告する。  
・ 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき学位の授与について審議し、研究科長はその結果を学長に報告する。
- 3 月下旬 **博士の学位授与**

## 国際文化研究科 修士課程 三つのポリシー

### ◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学大学院国際文化研究科修士課程においては、2年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、以下の能力（学修成果）を身につけているものと判断して、修士（文学）の学位が授与されます。

1. 日本文化・東アジア文化・欧米文化いずれかについての幅広い知識を有している。
2. 専門とする文化圏での言語・文学・文化等の分野で社会貢献ができる専門知識と語学力を有している。
3. 自身の研究内容を、該当分野及び近隣分野の諸研究・諸理論の中で位置づけることができ、適切な研究方法を用いて説得力のある論文として構築できる。

### ◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学大学院国際文化研究科修士課程においては、学位授与の方針に定めた能力を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 科目を「日本文化研究」、「東アジア文化研究」、「欧米文化研究」に分類し、それぞれの専門分野に応じて専門知識を涵養します。
2. 「日本文化研究」では、古典文学・近代文学・日本史をはじめ、言語処理や日本語教育を配置し、幅広く学ぶことのできる体制をつくっています。
3. 「東アジア文化研究」では、中国語と韓国語の言語文化研究だけでなく、文学、国際関係、政治、歴史といった地域文化も学ぶことができる科目を配置しています。
4. 「欧米文化研究」では、言語学をはじめ、文学、言語教育、異文化理解、コミュニケーションなどを学ぶことのできる科目を配置しています。
5. 修士論文の指導は、指導教員を中心に複数の教員が集団で指導する体制を構築します。これにより、研究課題に対して多角的にアプローチすることができるようになり、修士として必要な研究能力を涵養します。さらに経過報告（中間発表）を実施し、的確な助言・指導を受けて修士論文の完成を目指します。

### ◆入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院国際文化研究科修士課程においては、日本文化・東アジア文化・欧米文化いずれかの専門領域での基礎的知識（学部卒業程度）と研究に必要な語学力とを有し、以下のことを成し遂げたいと考える方を受け入れます。

1. 該当文化圏の言語や文化についての領域で、更に深い見識を身につけ、自らの研究を進めたい方。
2. 該当文化圏の言語や文化についての領域で、自らの専門的研究成果をもって社会に貢献したい方。

なお、入学者選抜については、基礎的知識（学部卒業程度）を有しているかを確認するために筆記試験や書類審査を行い、上記1から2に関する興味・関心等を確認するために面接試験を実施します。

# 国際文化研究科 修士課程 履修要項

## 1. 履修ガイド

### 【研究指導教員による指導】

学生は、専攻する専修科目の研究指導教員から学位論文の作成、関連する他の研究指導及び講義科目の受講、その他研究全般について指導を受けるものとする。

### 【必修科目】

学生は、大学院学則第13条に定める授業科目（専修科目）のうち、一つを自己の専修科目とし、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、演習8単位を第1年次及び2年次で、履修しなければならない。

### 【選択科目】

必修科目以外に、第2年次までに18単位以上履修しなければならない。

## 2. 学位論文の要件及び基準

### 【論文提出の要件】

- ① 修士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。
- ② 修士論文の提出にあたっては、課程修了予定1年前の学年末までに20単位以上（演習は含まない）を修得していなければならない。
- ③ 論文の字数は4万字程度もしくはそれに相当する字数（英語など）とする。体裁など詳細は「修士学位論文作成要領」を参照すること。
- ④ 提出時期は、第2年次の者は1月、第3年次以上の者は毎年7月または1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

### 【論文審査基準】

- ① 論旨が明快であり、論証が適切であること。
- ② 資料が適切に収集されており、十分に分析・利用されていること。
- ③ 先行論文の到達点を正確に把握した上で、独自の見解を提出できていること。

## 3. 成績評価

講義科目は、試験もしくは研究報告等による成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、期末のレポート等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）の評定であらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。

各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

## 4. 修了要件

本課程を修了するには、2年以上在学し、専修科目の講義4単位、演習8単位、その他の講義科目から18単位、合計30単位以上を修得したうえ、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

## 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

# 国際文化研究科 修士課程 学位授与までのプロセス

## 1 年次春学期

- 4月  
・専修科目となる「特殊研究演習」(研究指導教員)の決定  
(この研究指導教員が主査となる。)
- 4月～7月  
・研究指導教員の指導に基づき履修科目を決定する。  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導



## 1 年次秋学期

- 9月～1月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導(春学期から継続)
- 2月  
・研究指導教員が研究科委員会において研究経過を報告する。
- 2月～3月  
・修士論文のテーマ及び内容に従って、研究科委員会で副査2名を決定する。  
(これ以後、必要に応じ主査・副査の指導を受ける。)



## 2 年次春学期

- 4月～6月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導(1年次から継続)  
・修士論文の中間報告に向けた論文作成
- 7月～9月  
・修士論文の研究経過について中間報告会  
(公開の研究発表会。主査・副査は出席しアドバイスを与える。)



## 2 年次秋学期

- 9月～1月  
・研究指導教員による修士論文作成指導(春学期から継続)
- 1月中旬  
・修士論文の提出
- 2月上旬  
・主査・副査2名による口述試問を実施する。  
・主査・副査による審査委員会は、修士論文の研究成果について審査報告書を作成し、研究科委員会に報告する。
- 2月中旬  
・研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき学位の授与について審議し、研究科長はその結果を学長に報告する。
- 3月下旬  
**修士の学位授与**

# 国際文化研究科 修士課程 履修要項 (長期履修生用)

## <修士課程>

### 1. 履修ガイド

#### 【研究指導教員による指導】

学生は、専攻する専修科目の研究指導教員から学位論文の作成、関連する他の研究指導及び講義科目の受講、その他研究全般について指導を受けるものとする。

#### 【必修科目】

学生は、大学院学則第13条に定める授業科目（専修科目）のうち、一つを自己の専修科目とし、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、演習8単位を第1年次、第2年次及び3年次で、履修しなければならない。

#### 【選択科目】

必修科目以外に、第3年次までに18単位以上履修しなければならない。

### 2. 学位論文の要件及び基準

#### 【論文提出の要件】

- ① 修士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。
- ② 修士論文の提出にあたっては、課程修了予定1年前の学年末までに20単位以上(演習は含まない)を修得していなければならない。
- ③ 論文の字数は4万字程度もしくはそれに相当する字数(英語など)とする。体裁など詳細は「修士学位論文作成要領」を参照すること。
- ④ 提出時期は、第3年次の者は1月、第4年次以上の者は毎年7月または1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

#### 【論文審査基準】

- ① 論旨が明快であり、論証が適切であること。
- ② 資料が適切に収集されており、十分に分析・利用されていること。
- ③ 先行論文の到達点を正確に把握した上で、独自の見解を提出できていること。

### 3. 成績評価

講義科目は、試験もしくは研究報告等による成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、期末のレポート等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の評定であらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。

各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

### 4. 修了要件

本課程を修了するには、3年以上在学し、専修科目の講義4単位、演習8単位、その他の講義科目から18単位、合計30単位以上を修得したうえ、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

### 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

## 国際文化研究科 修士課程 学位授与までのプロセス（長期履修生用）

### 1 年次春学期

- 4月 ・専修科目となる「特殊研究演習」（研究指導教員）の決定  
（この研究指導教員が主査となる。）
- 4月～7月 ・研究指導教員の指導に基づき履修科目を決定する。  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導



### 1 年次秋学期

- 9月～1月 ・研究指導教員による専修科目についての研究指導（春学期から継続）
- 2月 ・研究指導教員が研究科委員会において研究経過を報告する。
- 2月～3月 ・修士論文のテーマ及び内容に従って、研究科委員会で副査2名を決定する。  
（これ以後、必要に応じ主査・副査の指導を受ける。）



### 2 年次

- ・研究指導教員による専修科目についての研究指導（1年次から継続）  
※7月～9月の研究経過についての中間報告（経過報告会）については指導教員の判断により任意で実施する。



### 3 年次春学期

- 4月～6月 ・研究指導教員による専修科目についての研究指導（2年次から継続）  
・修士論文の中間報告に向けた論文作成
- 7月～9月 ・修士論文の研究経過について中間報告会  
（公開の研究発表会。主査・副査は出席しアドバイスを与える。）



### 3 年次秋学期

- 9月～1月 ・研究指導教員による修士論文作成指導（春学期から継続）
- 1月中旬 ・修士論文の提出
- 2月上旬 ・主査・副査2名による口述試問を実施する。  
・主査・副査による審査委員会は、修士論文の研究成果について審査報告書を作成し、研究科委員会に報告する。
- 2月中旬 ・研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき学位の授与について審議し、研究科長はその結果を学長に報告する。
- 3月下旬 **修士の学位授与**

## 国際文化研究科 博士後期課程 三つのポリシー

### ◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学大学院国際文化研究科博士後期課程においては、3年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、以下の能力（学修成果）を身につけているものと判断して、博士（文学）の学位が授与されます。

1. 日本文化・東アジア文化・英米文化いずれかの専門分野全般についての深い学識を有している。
2. 専門とする特定の分野での豊かな文献的知識を有し、的確な状況分析を展開できる。
3. 自身の研究内容において、専門性の高いテーマを設定し、正確な分析・考察を行い、独創性のある内容を説得力のある形で論文に完成できる。

### ◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学大学院国際文化研究科博士後期課程においては、学位授与の方針に定めた能力を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 国際文化に関する高度な専門知識と専門分野に関する高度な研究能力を涵養するため、科目を「日本文化研究」、「東アジア文化研究」、「英米文化研究」に分類して配置しています。
2. 専門分野の研究については、3年間を通じた一貫性のある研究指導を行うとともに、専門分野だけに偏ることのないよう、関連する科目についても履修することができるようにしています。
3. 博士論文の指導は、指導教員を中心に複数の教員が集団で行う体制を構築し、博士に求められる高度な研究能力を涵養します。また、複数回に渡って報告会を実施し、研究の進捗状況を確認しながら的確な助言・指導を行うことで博士論文の完成を目指します。

### ◆入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院国際文化研究科博士後期課程においては、日本文化・東アジア文化・英米文化いずれかの専門領域で、特定の研究課題・研究方法についての知識（修士課程修了程度）と、高度な研究に必要な語学力を有し、以下のことを成し遂げたいと考える方を受け入れます。

1. 該当文化圏の言語や文化についての領域で、特定の研究課題を更に追及し、研究成果を博士論文にまとめたい方。
2. 該当文化圏の言語や文化についての領域で、独自性のある研究を行い、その成果をもって社会に貢献したい方。

なお、入学者選抜については、博士後期課程における研究が滞りなく遂行できるかどうかを確認するために筆記試験や修士論文の審査を行い、上記1から2に関する興味・関心等を確認するために面接試験を実施します。

# 国際文化研究科 博士後期課程 履修要項

## 1. 履修方法

- (1) 学生は、大学院学則第13条に定める授業科目（専修科目）のうち、一つを自己の専修科目とし、かつ、研究指導教員が担当する専修科目を3年以上履修して、12単位を修得するものとする。
- (2) 学生は、専攻する専修科目の研究指導教員から学位論文の作成及び関連する他の研究指導を受けるものとする。
- (3) 博士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。

## 2. 学位授与の基本方針

- (1) 学位論文の審査にあたっては、高度に専門的な研究・業務に従事するのに必要な研究能力を示し、博士後期課程3年間で到達可能な研究業績を基準として、学位の授与を行うことを原則とする。
- (2) 学位論文の執筆言語については、論文指導委員会の許可を得て、日本語以外の言語を選択することができる。ただし、日本語以外で執筆する場合は、論文の一部の訳文を提出してもらう場合がある。
- (3) 学位論文は、日本語の場合、概ね10万字から12万字程度を基準とするが、専攻分野によっては、字数は問わない。外国語の場合は日本語の場合に準ずる。

## 3. 学位論文審査基準

学位論文の審査については、専攻分野に関して申請者が自立して研究を行う能力を有するかどうかを、以下のような基準で判定する。

- ① 独創的な見解や新たな知見があるか。
- ② 論旨が明快であり、論証が適切であるか。
- ③ 資料が広範に収集されており、それが十分に分析・利用されているか。
- ④ 専攻分野及び近隣の分野に関して広範な知識があるか。
- ⑤ 専攻分野及び近隣の分野の優れた先行研究と同等の水準に達しているか。

## 4. 成績評価

講義科目は、試験もしくは研究報告等による成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、期末のレポート等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）の評定をもってあらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

## 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

## 6. 修了要件

本課程の修了要件は、3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

## 7. 学位論文審査について

学位論文の提出にあたっては、博士学位論文予備審査（以下、予備審査という）を受けなければならない。予備審査を請求する者は、「完成間近の学位論文」と刊行論文（電子書籍可）1本以上を提出することが求められる。予備審査結果が「可」であれば、学位論文の提出を行うものとする。

博士学位の申請を希望する者は、「令和8（2026）年度博士学位の申請について」を確認すること。

# 国際文化研究科 博士後期課程 学位授与までのプロセス

## 1 年次

- |       |  |
|-------|--|
| 4月～7月 | ・専修科目における研究指導、研究テーマの決定                               |
| 7月末まで | ・研究計画書を確定（長期計画、年次計画）し、大学院事務室へ提出                      |
| 9月    | ・学位論文テーマ及び内容に従って、研究科委員会で副査2名を決定する。                   |
| 2月下旬  | ・研究経過報告（第1回口頭発表）<br>（公開の研究発表会、主査・副査及び出席者のアドバイスを受ける。） |



## 2 年次

- |      |   |
|------|---|
| 4月中旬 | ・研究指導による研究の具体化<br>研究計画の再確認、修正（長期計画、年次計画）  |
| 秋学期  | ・研究指導による研究の深化（春学期より継続）  |
| 2月下旬 | ・年次計画による研究経過報告（第2回口頭発表）<br>（公開の研究発表会を行い、出席者のアドバイスを受ける。）<br>→ 学位論文テーマの最終決定、学位論文完成に向かう。 |



## 3 年次

- |        |   |
|--------|---|
| 4月～7月  | ・専修科目における研究指導<br>論文指導委員会による総合的な学位論文のチェックを受け、最終段階へ向かう。                       |
| 10月末日  | ・論文予備審査の申請<br>申請に関しては、少なくとも既に刊行論文1本（印刷物）があり、また、完成間近の学位論文（予備論文）を提出しなければならない。 |
| 12月20日 | ・審査の結果が可であれば、学位論文提出（学位論文審査願等の提出書類とともに）                                      |
| 1月～2月  | ・学位論文審査 / 公開発表会   |
| 3月下旬   | <b>博士の学位授与</b>  |

# 社会福祉学研究科 修士課程 三つのポリシー

## ◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

修了時に以下の能力を身につけ、学則に定める学位授与要件を満たした者に学位を授与します。

1. 豊かな人間性と研究者としての幅広い教養を基礎として、ウェルビーイングの向上と人権擁護の視点から、地域社会の諸課題に対して、自ら積極的に向き合い、社会福祉学・福祉環境学領域の指導者、研究者として活躍しうるための人権に配慮した研究倫理を身につけています。
2. 社会福祉学・福祉環境学領域の指導者、研究者として活躍しうるために、社会福祉学に隣接する学問領域を含む広範で高度な専門知識・技能と、的確な情報を収集・分析し、問題を解決する能力を身につけています。
3. 社会福祉学・福祉環境学領域の指導者、研究者として、諸課題の解決に向けて、論理的・批判的に思考し総合的に高度な判断ができる力を身につけています。
4. 社会福祉学・福祉環境学領域の指導者、研究者として活躍しうるために、多様な人々とのコミュニケーション能力と他者への共感力をもって、健康・生活・環境及び地域社会と福祉政策、ソーシャルワークの課題を解決するために主体的・協働的にかかわりリーダーシップを発揮できる能力を身につけています。
5. すべての人々が生きがいを持ち、自由な選択によって豊かな生活ができる社会の実現に向け、講義・演習などで修得した知識・技能・態度を有機的に関連づけ、新たな価値を生み出す創造的思考力と、自身の研究内容を社会福祉学の理論や方法論の中で位置づけ、研究テーマに即した論文が作成できる能力を身につけています。

## ◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位授与の方針に定めた高度な専門知識と課題解決能力及び社会福祉学または福祉環境学に関する理論と研究方法を修得するために、以下の方針でカリキュラムを編成します。

なお、研究リテラシーや研究倫理に関する基礎的能力を修得するために、「社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究」を必修科目として位置付けます。また、社会福祉学領域または福祉環境学領域の指導者、研究者として活躍しうるために、隣接する学問領域での高度な専門知識を取得することができるよう、より多くの講義科目を履修できるように配置します。

社会福祉学の理念・歴史及び実践と政策に関して基礎的かつ幅広い知識に裏打ちされた専門的な研究能力を育成するため、専門的講義及び演習を体系的に配置します。学生の研究テーマを考慮して、集団指導体制で、教育・研究を実施します。

◆入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

社会福祉学に関する基礎的知識（学部卒業程度）を有し、以下のいずれかに該当する方を受け入れます。

1. 大学において社会福祉学・福祉環境学を学び、更に高度な専門的能力の修得を目指す方。
2. 社会福祉学・福祉環境学領域における研究を活かし、自らの研究能力、職業能力を高めようとする方。
3. すでに社会福祉分野で職業人として活躍しながら更なる能力向上を目指す方。
4. 社会福祉以外の分野で職業人として活躍しており、社会福祉学を研究することにより、更に新たな職業領域を開拓しようとする方。
5. 社会における福祉や環境に関する諸課題に関心を有し、自らの力で課題解決に取り組む姿勢と意欲を持つ方。

# 社会福祉学研究科 修士課程 履修要項

## 1. 履修ガイド

### 【研究指導教員による指導】

学生は、専攻する専修科目の研究指導教員から学位論文の作成、関連する他の研究指導及び講義科目の受講、その他研究全般について指導を受けるものとする。

### 【必修科目】

学生は、大学院学則第13条(7)に定める授業科目(専修科目)のうち、一つを自己の専修科目とし、専修科目のうち講義2単位を第1年次で、演習8単位を第1年次及び2年次で、履修しなければならない。また専修科目以外の必修科目「社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究」(2単位)も履修しなければならない。

### 【選択科目】

自己の専修科目以外の科目から、第2年次までに18単位以上履修しなければならない。

## 2. 学位論文の要件及び基準

### 【論文提出の要件】

- ① 修士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。
- ② 修士論文の提出にあたっては、課程修了予定1年前の学年末までに20単位以上(演習は含まない)を修得していなければならない。
- ③ 修士論文は4万字程度とし、第2年次の者は1月、第3年次以上の者は毎年7月または1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

### 【論文審査基準】

- ① 論旨が明快であり、論証が適切であること。
- ② 資料が適切に収集されており、十分に分析・利用されていること。
- ③ 専攻分野及び近隣の分野にも目配りができていること。

## 3. 成績評価

講義科目は、試験もしくは研究報告等による成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、期末のレポート等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の評定をもってあらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

## 4. 修了要件

本課程を修了するには、2年以上在学し、必修科目2単位、専修科目の講義2単位、演習8単位を必修とし、その他の講義科目から18単位、合計30単位以上を修得したうえ、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

## 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

## 6. 長期履修生の履修方法

長期履修生の履修については、社会福祉学研究科履修要項(長期履修生用)を参照のこと。

# 社会福祉学研究所 修士課程 学位授与までのプロセス

## 1 年次春学期

- 4月  
・専修科目となる「専門研究演習」(研究指導教員)の決定  
(この研究指導教員が主査となる。)
- 4月～7月  
・研究指導教員の指導に基づき履修科目を決定する。  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導



## 1 年次秋学期

- 9月～1月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導(春学期から継続)
- 1月中旬  
・修士論文テーマ及び内容に従って、研究科委員会で副査2名を決定する。
- 1月  
・研究経過報告会(第1回口頭発表)  
(公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。)



## 2 年次春学期

- 4月～6月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導(1年次から継続)  
・修士論文の中間報告に向けた論文作成
- 7月～9月  
・修士論文の研究経過について中間報告会(第2回口頭発表)  
(公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。)



## 2 年次秋学期

- 9月～1月  
・研究指導教員による修士論文作成指導(春学期から継続)
- 1月中旬  
・修士論文の提出
- 2月上旬  
・主査・副査2名による口述試問を実施する。(公開発表会)  
・主査・副査による審査委員会は、修士論文の研究成果について審査報告書を作成し、研究科委員会に報告する。
- 2月中旬  
・研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき学位の授与について審議し、研究科長はその結果を学長に報告する。
- 3月下旬  
**修士の学位授与**

# 社会福祉学研究所 修士課程 履修要項 (長期履修生用)

## 1. 履修ガイド

### 【研究指導教員による指導】

学生は、専攻する専修科目の研究指導教員から学位論文の作成、関連する他の研究指導及び講義科目の受講、その他研究全般について指導を受けるものとする。

### 【必修科目】

学生は、大学院学則第13条(7)に定める授業科目(専修科目)のうち、一つを自己の専修科目とし、専修科目のうち講義2単位を第1年次で、演習8単位を第1年次、第2年次及び3年次で、履修しなければならない。また専修科目以外の必修科目「社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究」(2単位)も履修しなければならない。

### 【選択科目】

自己の専修科目以外の科目から、第3年次までに18単位以上履修しなければならない。

## 2. 学位論文の要件及び基準

### 【論文提出の要件】

- ① 修士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。
- ② 修士論文の提出にあたっては、課程修了予定1年前の学年末までに20単位以上(演習は含まない)を修得していなければならない。
- ③ 修士論文は4万字程度とし、第3年次の者は1月、第4年次以上の者は毎年7月または1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

### 【論文審査基準】

- ① 論旨が明快であり、論証が適切であること。
- ② 資料が適切に収集されており、十分に分析・利用されていること。
- ③ 専攻分野及び近隣の分野にも目配りができていること。

## 3. 成績評価

講義科目は、試験もしくは研究報告等による成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、期末のレポート等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の評定をもってあらし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

## 4. 修了要件

本課程を修了するには、3年以上在学し、必修科目2単位、専修科目の講義2単位、演習8単位を必修とし、その他の講義科目から18単位、合計30単位以上を修得したうえ、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

## 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

## 社会福祉学研究科 修士課程 学位授与までのプロセス（長期履修生用）

### 1 年次春学期

- 4月  
・専修科目となる「専門研究演習」（研究指導教員）の決定  
（この研究指導教員が主査となる。）
- 4月～7月  
・研究指導教員の指導に基づき履修科目を決定する。  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導



### 1 年次秋学期

- 9月～1月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導（春学期から継続）
- 1月中旬  
・修士論文テーマ及び内容に従って、研究科委員会で副査2名を決定する。
- 1月  
・研究経過報告会（第1回口頭発表）  
（公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。）



### 2 年次

- 1月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導（1年次から継続）  
・研究経過報告会（第2回口頭発表）  
（公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。）



### 3 年次春学期

- 4月～6月  
・研究指導教員による専修科目についての研究指導（2年次から継続）  
・修士論文の中間報告に向けた論文作成
- 7月～9月  
・修士論文の研究経過について中間報告会（第3回口頭発表）  
（公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。）



### 3 年次秋学期

- 9月～1月  
・研究指導教員による修士論文作成指導（春学期から継続）
- 1月上旬  
・修士論文の提出
- 2月上旬  
・主査・副査2名による口述試問を実施する。（公開発表会）  
・主査・副査による審査委員会は、修士論文の研究成果について審査報告書を作成し、研究科委員会に報告する。
- 2月中旬  
・研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき学位の授与について審議し、研究科長はその結果を学長に報告する。
- 3月下旬  
**修士の学位授与**

## 社会福祉学研究科 博士後期課程 三つのポリシー

### ◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程においては、3年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した人に対して、以下の能力を修得したものと判断して、博士（社会福祉学）の学位を授与します。

1. 上級専門管理職員を担いうる豊かな学識と高度で専門的な能力
2. 地域における医療・福祉などの多職種・多機関をコーディネートできる能力
3. 国際的・文化的視野のもとで環境・社会福祉的課題を調査・研究できる能力

### ◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程においては、学位授与の方針に定めた能力、及び社会福祉学に関する高度で専門的な理論と研究方法を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 地球規模と地域コミュニティを貫通するエコロジカルな視点を共有しつつ、生活環境への実証的研究とウェルビーイングに基づく社会環境に関する調査・政策領域を、水俣学研究センターを介して配置します。
2. 社会福祉学における理論・政策のより高度で専門的な調査方法・技法を修得・練磨し、オムニバス方式での複数教員による今日の地域社会における社会福祉学的課題の解決に貢献しうる講義を配しています。
3. 博士論文作成への指導に関しては、主査・副査による指導体制に基づき、院生主体による定例の「研究会」を開催しつつ、報告・討議を介する共同性を基に実践的・自主的な研究過程を整備しています。

### ◆入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程においては、入学前に社会福祉学に関する専門的学識を有し、以下のいずれかの高度で専門的な研究意欲のある方を受け入れます。

1. 社会福祉に関する研究を蓄積してきた方で、更に社会福祉学のより高度で専門性の高い調査方法や政策・理論を修得する意欲のある方。
2. 研究者として、社会福祉学の近接科目を専門としつつも、社会福祉学（社会政策・ソーシャルワーク）の高度で専門的研究に意欲のある方。
3. 専門職の職業人として地域社会に寄与しているが、更に社会福祉学に関する調査・研究を究めてより専門性の高い領域で地域社会に貢献したい方。

なお、入学者選抜については、博士後期課程における研究が滞りなく遂行できるかどうかを確認するために筆記試験や修士論文の審査を行い、上記1から3に関する興味・関心等を確認するために面接試験を実施します。

# 社会福祉学研究科 博士後期課程 履修要項

## 1. 履修方法

- (1) 学生は、大学院学則第13条(8)に定める授業科目(研究指導)のうち、一つを自己の専修科目として、3年以上履修して、12単位を修得するものとする。
- (2) 学生は、専攻する専修科目の研究指導教員から学位論文の作成、関連する他の研究指導及び講義科目の受講、その他研究全般について指導を受けるものとする。
- (3) 博士の学位論文は、専攻した専修科目について提出するものとする。

## 2. 学位授与の基本方針

- (1) 学位論文の審査にあたっては、高度に専門的な研究・業務に従事するのに必要な研究能力を示し、博士後期課程3年間で到達可能な研究業績を基準として、学位の授与をおこなうことを原則とする。
- (2) 学位論文の執筆言語については、論文指導委員会の許可を得て、日本語以外の言語を選択することができる。ただし、日本語以外で執筆をする場合は、論文の一部の訳文を提出してもらう場合がある。
- (3) 学位論文は、日本語の場合、概ね10万字から12万字程度を基準とするが、専攻分野によっては、字数は問わない。外国語の場合は日本語の場合に準ずる。

## 3. 学位論文審査基準

学位論文の審査については、専攻分野に関して申請者が自立して研究を行う能力を有するかどうかを、以下のような基準で判断する。

- ① 独創的な見解や新たな知見があること。
- ② 論旨が明快であり、論証が適切であること。
- ③ 資料が広範に収集されており、それが十分に分析・利用されていること。
- ④ 専攻分野及び近隣の分野に関して広範な知識があること。
- ⑤ 専攻分野及び近隣の分野の優れた先行研究と同等の水準に達していること。

## 4. 成績評価

講義科目は、試験もしくは研究報告等による成績評価を基本とする。

演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論への参加状況、期末のレポート等を総合して評価する。

授業科目の成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の評定をもってあらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。各科目の評価方法の詳細については、シラバスに明示する。

## 5. 学位授与までのプロセス

学位論文テーマの決定から学位授与に至るプロセスについては、次頁に掲載している通りである。

## 6. 修了要件

本課程の修了要件は、3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(付記)

博士の学位の取得にあたっては、規程や規則等に基づいて手続きがすすめられ、ベースはあくまでも学生自身による研究の進展であり、それに応える形で、教育研究指導体制が組まれている。計画的な指導のもとで研究を進め、まず学位予備論文の完成を目指すこと。予備論文を提出できる段階にまで研究成果が上がっているかどうかは、論文指導委員会による密接な指導により判断される。予備論文が受理されれば、改めて論文予備審査ならびに指導がなされていく。論文予備審査過程における集団的指導を通して、学位論文完成に向けての指導が行われる。

## 7. 学位論文審査について

学位論文の提出にあたっては、博士学位論文予備審査（以下、予備審査という）を受けなければならない。予備審査を請求する者は、「完成間近の学位論文」と刊行論文（電子書籍可）1本以上を提出することが求められる。予備審査結果が「可」であれば、学位論文の提出を行うものとする。

博士学位の申請を希望する者は、「令和8(2026)年度博士学位の申請について」を確認すること。

# 社会福祉学研究科 博士後期課程 学位授与までのプロセス

## 1 年次

- |       |   |
|-------|---|
| 4月～6月 | ・専修科目における研究指導、研究テーマの決定                      |
| 6月末まで | ・研究計画書（研究目的、研究計画・方法）を作成し、大学院事務室へ提出          |
| 7月    | ・学位論文テーマ及び内容に従って、研究科委員会で副査2名を決定する。          |
| 7月以降  | ・論文指導委員会による研究指導                             |
| 秋学期   | ・研究経過報告会<br>(公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。) |



## 2 年次

- |      |  |
|------|--|
| 4月中旬 | ・研究指導による研究の具体化<br>研究計画の再確認、修正（長期計画、年次計画）   |
| 秋学期  | ・研究指導による研究の深化（春学期より継続）<br>・研究経過報告会<br>(公開の研究発表会、主査・副査は出席してアドバイスを与える。)<br>・学位論文テーマの最終決定、学位論文完成に向かう。 |
| 3月   | ・論文指導委員会による評価<br>(次年度の論文予備審査申請についてチェックを受ける。)   |



## 3 年次

- |        |   |
|--------|---|
| 4月～7月  | ・専修科目における研究指導<br>論文指導委員会による総合的な学位論文のチェックを受け、最終段階へ向かう。                         |
| 7月末日   | ・論文予備審査の申請<br>申請に関しては、少なくとも既に刊行された査読付き論文1本があり、また、完成間近の学位論文（予備論文）を提出しなければならない。 |
| 8月～12月 | ・論文予備審査委員会による指導と評価  |
| 12月20日 | ・論文予備審査の結果が可であれば、学位論文（学位申請論文）提出（学位論文審査願等の提出書類とともに）                            |
| 1月～2月  | ・学位論文審査 / 公開発表会   |
| 3月下旬   | <b>博士の学位授与</b>  |

# 令和8(2026)年度 修士学位論文作成要領

- 1. 論文受付期間** [9月期修了予定者] 2026年7月6日(月)～7月10日(金)  
[3月期修了予定者] 2027年1月5日(火)～1月8日(金)  
※最終日は16時まで(時間厳守)  
※論文提出は、必ず事前に指導教員の許可・承認を受けてください。  
※論文(印刷物・データ)及びレジュメ(印刷物・データ)の両方が提出されて論文提出完了となります。どちらかが締切に間に合わなかった場合は修了できません。
- 2. 論文提出先** 大学院事務室  
※郵送する場合は、必ず事前に大学院事務室まで連絡のうえ、締切日必着で配達記録が確認できる方法で郵送してください。
- 3. 論文部数**
  - 論文…印刷物3部とデータ
  - レジュメ…印刷物3部とデータ※論文(印刷物3部)は、フラットファイル(A4タテ)に1部ずつ綴じて提出してください。  
※レジュメ(印刷物3部)は、1部ずつ左上をホッチキスで留めて提出してください。  
※論文の書式や体裁、データの提出方法については、次頁「修士学位論文体裁及びデータの提出方法」を確認してください。
- 4. 論文作成要領**

**【共通】**  
文字種類(和文)はMS明朝、強調する場合はMS明朝(太字)またはMSゴシックとします。

**【商学・経済学研究科】**

  - ・論文 原則としてA4版(40,000字以上)で横書きとします。ただし、この基準は指導教員の指導によって変更される場合があります。
  - ・レジュメ A4版で2,000字程度とし横書きとします。

**【国際文化研究科】**

  - ・論文
    - (1) 日本語による作成の場合は
      - ① A4版で40,000字程度とします。
      - ② 論文要旨は、A4版で2,000字程度とします。
      - ③ 縦書き、横書きのいずれも可。
    - (2) 韓国(朝鮮)語による作成の場合はA4版で40,000字程度、中国語による作成の場合はA4版で30,000字程度、英語あるいはスペイン語による作成の場合はA4版で10,000 words程度とします。外国語による作成の場合も、論文要旨は日本語で書き、A4版で2,000字程度とします。  
※論文作成時の使用言語については、指導教員と相談のうえ選択してください(ただし、日本文化研究分野の古典文学専修者または近代文学専修者は日本語に限ります)。
  - ・レジュメ A4版で2,000字程度とし横書きとします。

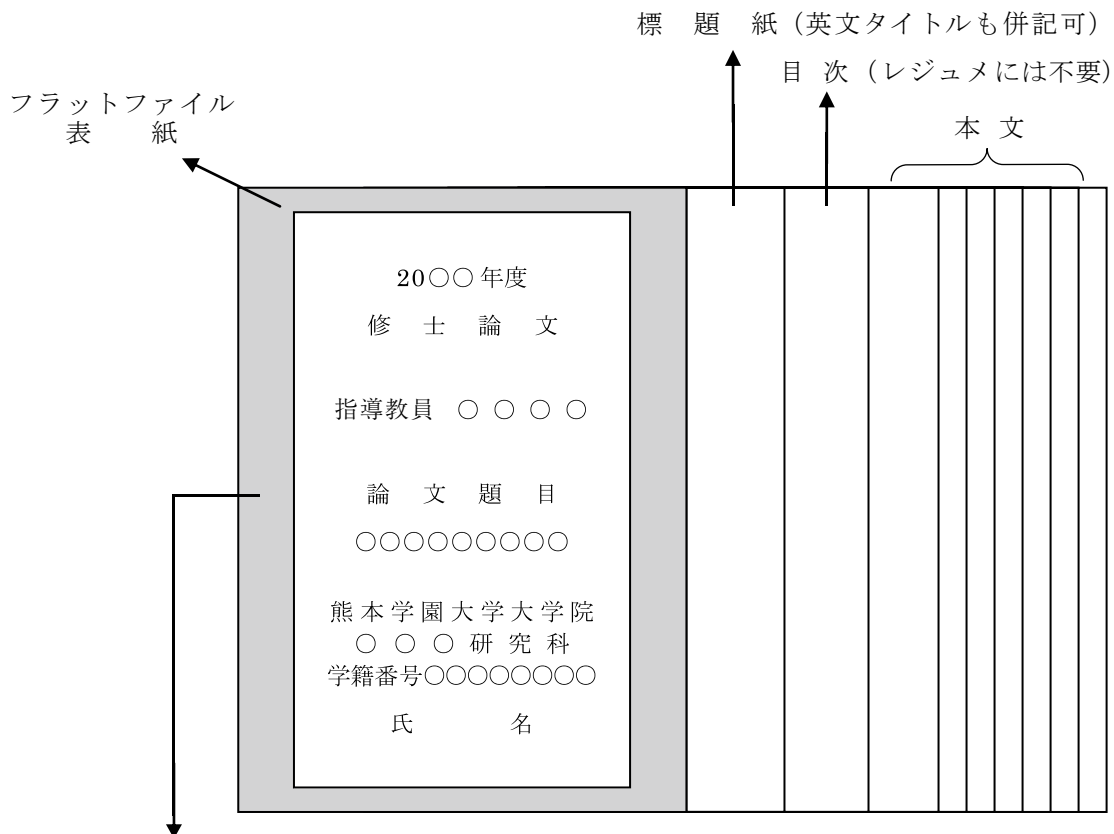
**【社会福祉学研究科】**

  - ・論文 A4版(40,000字以上)で横書きとします。
  - ・レジュメ A4版で2,000字程度とし横書きとします。
- 5. 論文審査及び最終試験日程**  
[9月期修了予定者] 2026年7月中旬～下旬  
[3月期修了予定者] 2027年1月下旬～2月上旬  
※日程等詳細については、決定次第連絡します。
- 6. 合否判定について** ポータルシステムにて行います。

# 修士学位論文体裁及びデータの提出方法

## (学位論文体裁)

1. ワードプロ（文書作成ソフト）を使用して作成する場合、1 ページあたりの文字数・行数の基準は、原則として「横書き、1 行 40 文字×36 行」とし、左右を 25mm 程度あけてください。両面印刷とし、袋とじは不可。ページ番号は標題紙・目次には振らずに、本文から振ってください。
2. 文字種類（和文）はMS 明朝、強調する場合はMS 明朝（太字）またはMS ゴシックとします。
3. フラットファイルに以下の図示のように綴じてください。



論文題目については和文のみとし、英文タイトルをつける場合は、標題紙のみに記載してください。ただし、論文が外国語で書かれている場合の論文題目は、論文の言語とします。

## (データの提出方法)

論文のデータ及びレジユメのデータを以下のメールアドレス宛に添付ファイルにて送付してください。

送付するメールアドレス	daigakuin-ronbun@kumagaku.ac.jp
メールの件名	修士論文送付（氏名）
メールの本文	メールの本文に以下の内容を <b>必ず</b> 記載してください。 ・学籍番号・氏名・研究科・指導教員・論文タイトル
ファイルの形式	PDF 形式 (.pdf)
添付ファイル名	〔論文〕学籍番号・研究科・氏名 〔レジユメ〕学籍番号・研究科・氏名（レジユメ）

# 令和8(2026)年度 博士学位の申請について

博士学位の申請を希望する方は、事前に「学位授与までのプロセス」を熟読し、指導教員や論文指導委員会の指導を受け、申請についての許可・承認を受けたいうえで、手続きを行ってください。

## 【提出先】

大学院事務室

※郵送する場合は、必ず事前に大学院事務室まで連絡のうえ、締切日必着で配達記録が確認できる方法で郵送してください。

## 【論文予備審査の申請について】

### 1. 申請締切日

研究科	9月期学位取得希望者	3月期学位取得希望者
商学・経済学研究科	5月末日	10月末日
国際文化研究科		
社会福祉学研究科	前年度の1月末日	7月末日

※締切日が土日祝日となる場合は、原則として直前の平日を締切日とします。

### 2. 申請書類

No.	申請書類	部数	注意事項
1	博士学位予備論文	3部	フラットファイルに1部ずつ綴じて提出してください。
2	博士学位予備論文の要旨 (レジュメ)	3部	1部ずつ左上をホッチキスで留めて提出してください。
3	業績目録	1部	本学所定用紙です。書式を大学院ホームページからダウンロードして作成してください。
4	履歴書	1部	
5	刊行論文	3部	コピーや抜刷を提出する場合は、表紙等を付すなど、刊行されていることが分かるようにしてください。

### 3. 注意事項

- ① 論文予備審査の申請は、必ず事前に指導教員の許可・承認を受けてください。指導教員の許可なく申請された場合は、受理できません。
- ② 論文予備審査申請には、商学・経済学研究科、国際文化研究科は「刊行論文」1本、社会福祉学研究科は「査読付き刊行論文」1本が必要となります。
- ③ 人を対象とする研究倫理委員会の審査を必要とする研究を行う時は、事前に「研究計画等審査申請書」を研究活動適正化委員会に提出し、審査を受けてください。審査には2ヶ月ほど要します。事務手続きは学術文化課が担当します。
- ④ 論文の書式や体裁については、「博士学位申請論文体裁及びデータの提出方法」を確認してください。
- ⑤ 論文予備審査の結果が「可」となった場合にのみ、博士学位申請が認められます。
- ⑥ 論文予備審査の結果通知から、博士学位申請論文の締切日までの期間が非常に短いので、あらかじめ準備をしておいてください。

## 【博士学位申請論文の提出について】

### 1. 申請締切日

研究科	9月期学位取得希望者	3月期学位取得希望者
商学・経済学研究科	7月17日	12月18日
国際文化研究科		
社会福祉学研究科	6月19日	

※締切日が土日祝日となる場合は、原則として直前の平日を締切日とします。

### 2. 申請書類

No.	申請書類	部数	注意事項
1	学位論文審査願	1部	本学所定用紙です。書式を大学院ホームページからダウンロードして作成してください。
2	博士学位申請論文	印刷物3部 とデータ	印刷物はフラットファイルに1部ずつ綴じて提出してください。
3	博士学位申請論文の要旨 (レジュメ)	印刷物3部 とデータ	印刷物は1部ずつ左上をホッチキスで留めて提出してください。
4	論文目録	1部	本学所定用紙です。書式を大学院ホームページからダウンロードして作成してください。
5	業績目録	1部	
6	履歴書	1部	
7	単位取得満期退学証明書	1部	該当する方のみ

### 3. 論文審査及び最終試験日程

9月期学位取得希望者	7月下旬から9月上旬
3月期学位取得希望者	1月下旬から2月上旬

※日程等詳細については、決定次第連絡します。

### 4. 合否判定について

ポータルシステムにて行います。電話等での問い合わせには応じません。

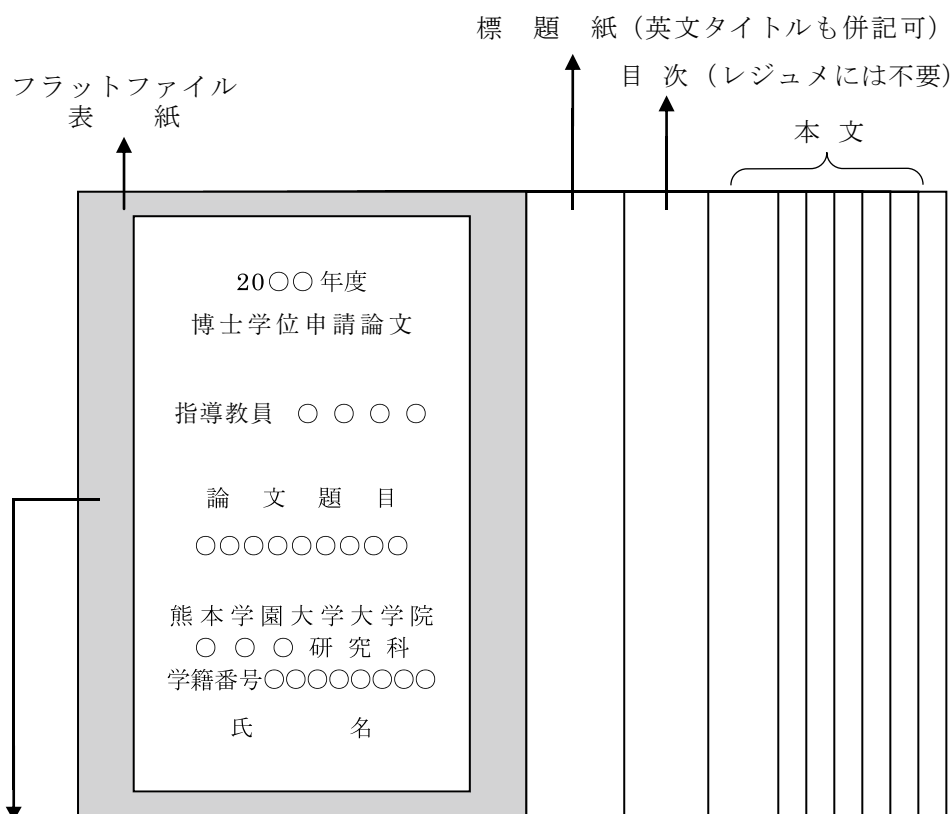
### 5. 注意事項

- ① 博士学位申請論文の申請は、必ず事前に指導教員の許可・承認を受けてください。指導教員の許可なく申請された場合は、申請を受理できません。
- ② 論文の書式や体裁、データの提出方法については、「博士学位申請論文体裁及びデータの提出方法」を確認してください。
- ③ 「博士学位申請論文」及び「博士学位申請論文の要旨（レジュメ）」の印刷部数は、審査委員が3名以上となる場合、部数が変更となりますので、大学院事務室等に事前に確認してください。
- ④ 博士学位申請論文の審査及び最終試験は、原則として公開で実施します。

# 博士学位申請論文体裁及びデータの提出方法

## (学位論文体裁)

1. 論文はA4版で、ワープロ(文書作成ソフト)を使用して作成する場合、1ページあたりの文字数・行数の基準は、原則として「横書き、1行40文字×36行」とし、左右を25mm程度あけてください。
2. 文字種類(和文)はMS明朝、強調する場合はMS明朝(太字)またはMSゴシックとします。
3. フラットファイルに以下の図示のように綴じてください。  
ページ番号は標題紙・目次には振らずに、本文から振ってください。  
予備論文についても、同様の体裁とし、「博士学位予備論文」として提出してください。



論文題目については和文のみとし、英文タイトルをつける場合は、標題紙のみに記載してください。ただし、論文が外国語で書かれている場合の論文題目は、論文の言語とします。

## (データの提出方法)

論文のデータ及びレジюмеのデータを以下のメールアドレス宛に添付ファイルにて送付してください。

送付するメールアドレス	daigakuin-ronbun@kumagaku.ac.jp
メールの件名	博士学位申請論文送付(氏名)
メールの本文	メールの本文に以下の内容を <b>必ず</b> 記載してください。 ・学籍番号・氏名・研究科・指導教員・論文タイトル
ファイルの形式	PDF形式(.pdf)
添付ファイル名	[論文] 学籍番号・研究科・氏名 [レジюме] 学籍番号・研究科・氏名(レジюме)

# 熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針

(目的)

**第1条** この指針は、熊本学園大学（以下「本学」という。）における学術研究のうち、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動、態度について倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

**第2条** 研究者が人を対象とする研究を行う場合、人間の尊厳及び基本的人権を重んじ、倫理的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、個人の情報、データを収集・採取する場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

**第3条** 「人を対象とする研究」とは、個人または集団を対象として行う、臨床・臨地・人文社会科学の調査及び実験をいう。人を対象とする研究は、個人または集団の行動、心身もしくは環境等に関する情報の収集、採取を含む。

2 「研究者」とは、本学の教員のほか、本学で研究活動に従事する者のことをいう。大学院生については、研究に携わるときには「研究者」に準ずるものとする。

3 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報、データを提供する者をいう。

(研究者の責務)

**第4条** 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究対象者に対して研究目的、研究計画および研究成果の発表方法等について、分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的負担または苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況を分かりやすく説明し、理解を得るようにしなければならない。

3 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取したときは、当該目的以外には利用しない旨を文書にて公表しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

**第5条** 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、前条の責務を踏まえて、予め研究対象者の同意を得るものとする。研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者からの同意を得なければならない。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報またはデータ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者はその記録を適切な期間保管しなければならない。同意を撤回した場合は、その情報、データ等を破棄しなければならない。

(第三者への委託)

**第6条** 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集・採取、処理する場合は、この指針の趣旨に則った契約を締結しなければならない。

(授業における収集・採取)

**第7条** 研究者が、授業、演習、実技、実験・実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得るものとする。

(研究計画等の申請および審査)

**第8条** 本学は、研究者が人を対象とする研究を開始するときには、研究者からの申請に基づき、研究計画等の審査を行うものとする。

- 2 前項の目的を達成するために、熊本学園大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 研究計画等の審査を申請する者は、所定の研究計画等審査申請書を、委員会に提出する。
- 4 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(改廃)

**第9条** この指針の改廃は、委員会の議を経て、教授会が審議した後、学長がこれを行う。

#### 附 則

- 1 この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# 休学及び復学に関する規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）学則第27条の規定に基づく休学及び復学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** 休学願は、やむを得ない理由（病気、経済問題、転勤等）によって3か月以上学業継続が困難な場合に提出する。

(休学願)

**第3条** 休学しようとする者は、保証人連署の休学願に指導教授の認印をうけ、学生証を添えて大学院事務室に提出しなければならない。ただし、病気のため休学する場合には、診断書を添付するものとする。

(休学期間)

**第4条** 休学期間は、2か年以内とし、2回を超えることはできない。

2 休学した期間は、大学院学則第10条及び第11条に規定する修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学願)

**第5条** 休学者が復学しようとするときは、春学期から復学する場合は前年度の3月、秋学期から復学する場合は7月のそれぞれ指定する日までに保証人連署の復学願を大学院事務室に提出しなければならない。ただし、病気のため休学した者が復学する場合には、診断書を添付するものとする。

2 復学の時期は、学期の初めとする。

(復学の手続)

**第6条** 復学を許可された者は、所定の期日までに納入金を納入するとともに、別に定める復学に必要な書類を提出しなければならない。

(除籍)

**第7条** 休学許可後、第4条に定める休学期間内に復学の手続きをしない場合は、除籍する。

(休学の時期)

**第8条** 休学許可月日は、休学願の提出日とする。

2 前項の規定にかかわらず、6月22日から9月21日まで、及び1月1日から3月31日までに休学願を提出した者の休学許可月日は別表のとおりとする。ただし、別表に該当しない者の場合は、前項を適用する。

(復学時の学年)

**第9条** 休学者が復学する時の学年は、次のとおりとする。

(1) 休学許可日が9月21日以降の休学者が春学期に復学する場合は、休学許可時の学年より1学年進級するものとする。

(2) 上記以外の休学者の復学時の学年は、休学許可時の学年とする。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 第 8 条及び第 9 条の規定については、平成 30 年度の復学者から適用する。

別表

休学願提出日	当該年度の授業料その他納入金等	休学許可月日
6 月 22 日から 9 月 21 日まで	第一期分まで納入の者	9 月 21 日
1 月 1 日から 3 月 31 日まで	第二期分まで納入の者	3 月 31 日

# 退学に関する規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院学則第28条の規定に基づく退学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** 退学願は、学業継続の意思がない場合に提出する。

(退学願)

**第3条** 退学しようとする者は、保証人連署の退学願に指導教授の認印をうけ、学生証を添えて大学院事務室に提出しなければならない。

(退学の時期)

**第4条** 退学許可月日は、退学願の提出日とする。

(改廃)

**第5条** この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

# 熊本学園大学大学院再入学に関する規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）学則第29条第2項の規定に基づく再入学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(再入学の時期)

**第2条** 再入学の時期は、年度の初めとする。

(出願者の資格)

**第3条** 再入学を出願できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 出願する研究科・専攻・課程に1ヵ年以上在学した者。ただし、改組等により退学時に在籍していた研究科・専攻が存在しない場合は、それに相当する研究科・専攻を志願するものとする。
- (2) 在学中の修学状況が良好であった者で、退学前の在学期間を算入して大学院学則第11条に規定する最長在学年限内にその課程の修了が見込まれ、かつ指導教員として研究を指導する教員の内諾を得た者

(出願の手続)

**第4条** 再入学を出願する者は、所定の再入学出願書類、その他指定する書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに大学院事務室へ提出しなければならない。

(選考方法等)

**第5条** 再入学の選考は、当該研究科において書類審査及び面接により行うものとする。

(再入学の許可)

**第6条** 再入学の許可は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

2 再入学の許可は、再入学年次を明示して行うものとする。

(再入学許可後の手続き)

**第7条** 再入学を許可された者は、指定の期日までに再入学に要する書類を大学院事務室に提出するとともに、別に定める授業料及びその他納入金を経理課に納入しなければならない。

(授業料等納入金)

**第8条** 再入学時の納入金については、大学院学則第36条、第37条及び授業料その他納入金等に関する規程の定めるところによる。

(既修得単位の認定)

**第9条** 再入学者の退学前の既修得単位の認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(在学年限)

**第10条** 再入学後の在学年限は、退学前の在学期間を通算して、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、在学時に長期履修制度の適用を受けていた者の再入学後の在学年限は、退学前の在学期間を通算して、修士課程においては5年、博士後期課程においては8年を超えることはできない。

(再入学者の適用規程)

**第11条** 再入学した者には、特に定めのない限り、当該者の属する年次の在学者に適用する学則及びその他諸規程を適用する。

(改廃)

**第12条** この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「熊本学園大学大学院修士課程の再入学に関する規程」は、廃止する。

# 熊本学園大学大学院長期履修生に関する規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）学則第10条第4項の規定に基づく長期履修生に関しては、この規程の定めるところによる。

(対象者)

**第2条** 長期履修を申し出ることができる者は、大学院学則第10条第1項に定める標準修業年限内での履修が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業等を有し、就業している者
- (2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

(申請)

**第3条** 長期履修を申し出る者は、入学試験の出願時に次に掲げる書類を大学院事務室に提出しなければならない。ただし、在学中に標準修業年限内での履修が困難となる事由が生じた場合は、指導教員の承認を得たうえで、在学中の本学が指定する期日までに申請することができる。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等）

2 長期履修の取消を申し出る者は、指導教員の承認を得たうえで、本学が指定する期日までに次に掲げる書類を大学院事務室に提出しなければならない。

- (1) 長期履修取消申請書
- (2) その他当該研究科が必要と認める書類

3 前2項の申請は、原則としてそれぞれ1回を限度とする。ただし、修了予定年次における変更は、認めない。

(許可)

**第4条** 前条に規定する申請の許可は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

(授業料等納入金)

**第5条** 長期履修生の納入金については、大学院学則第35条、第36条及び授業料その他納入金等に関する規程の定めるところによる。

(改廃)

**第6条** この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この改正規則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。

# 熊本学園大学大学院 長期履修制度について

長期履修制度とは、仕事を続けながら大学院に通う社会人などに配慮し、標準修業年限内（修士課程2年、専門職学位課程2年、博士後期課程3年）での履修が困難な場合、修業年限を延長して履修できる制度です。

## 1 対象者

長期履修の申請をすることができるのは、次の各号のいずれかに該当する人となります。

- (1) 職業等を有し、就業している者
- (2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

## 2 修業年限

長期履修生の修業年限及び最長在学年限は次のとおりです。ただし、休学期間は含めません。

課程	修業年限	最長在学年限
修士課程	3年	5年
専門職学位課程	3年	5年
博士後期課程	5年	8年

## 3 申請手続

長期履修または長期履修の取消を希望する人は、次のとおり申請手続をしてください。長期履修または長期履修の取消は、原則としてそれぞれ1回を限度とします。ただし、修了予定年次における変更は認めません。

なお、在学中の人が申請する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、申請してください。

### (1) 長期履修の申請

#### ①申請時期

入学試験出願時または長期履修開始希望年度の前年度の2月末の指定する期日

#### ②提出書類

- i 長期履修申請書
- ii 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等）

### (2) 長期履修の取消

#### ①申請時期

長期履修の取消を希望する前年度の2月末の指定する期日

#### ②提出書類

- i 長期履修取消申請書
- ii その他、当該研究科が必要と認める書類

#### 4 許可通知

長期履修または長期履修の取消を希望する事由や研究計画等に基づき審査のうえ、次の時期に通知します。

- (1) 入学時から長期履修生を希望する場合は、入学試験合格発表時
- (2) 在学生在新たに長期履修または長期履修の取消を希望する場合は、開始希望年次の前年度の3月末日まで

#### 5 許可後の修業年限

長期履修または長期履修の取消が許可された場合の修業年限は次のとおりです。

No.	変 更	修業年限		
		修士課程	専門職学位課程	博士後期課程
①	入学時から長期履修生	3年	3年	5年
②	2年次から長期履修生	3年	3年	5年
③	3年次から長期履修生	—	—	5年
④	2年次から長期履修を取消	2年	2年	3年
⑤	3年次から長期履修を取消	—	—	3年

※修業年限は、入学時を開始基準とします。

#### 6 授業料等納入金

長期履修または長期履修の取消が許可された人は、指定の期日までに別に定める納入金を納めてください。納入金額については、別途お知らせします。

#### 7 注意事項

- (1) 在籍期間中に指導教員が変更になることがあります。
- (2) 長期履修生として入学した場合、教育訓練給付制度の申請はできません。
- (3) 長期履修期間は1年間を単位とします。
- (4) 長期履修生の早期終了（標準修業年限より短い期間での修了）はできません。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与において、長期履修に応じた貸与は入学時に申請した場合にのみ適用されます。

# 大学院研究生規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第33条に基づく大学院研究生（以下「研究生」という。）に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(目的)

**第2条** この規程は、本学大学院を修了した者又は3年以上在学し退学した者を研究生として受入れ、その研究を継続して指導助成することを目的とする。

(出願資格)

**第3条** 研究生に出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学大学院博士後期課程を修了又は見込みの者
- (2) 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し退学又は見込みの者
- (3) 本学大学院修士課程を修了又は見込みの者

(受入れ)

**第4条** 研究生の受入れは、正規学生の学修及び指導教員の研究の妨げとならない限りとし、各研究科若干名とする。

(受入れ時期および期間)

**第5条** 研究生の受入れ時期は、原則として学年初めとし、研究期間は1年とする。ただし、研究期間終了後、継続して研究生を希望する場合は、第3条第1号及び第2号に定める者は4回、また、同条第3号に定める者は1回に限り期間を更新することができる。

(待遇)

**第6条** 研究生は、指導教員の許可を得て大学院の授業を履修することができるが、単位の認定は行わない。

- 2 研究生は、大学の研究施設・設備を利用することができる。

(出願手続)

**第7条** 研究生を志願する者は、予め指導教員の承諾を得なければならない。

- 2 研究生を志願する者は、所定の研究生願書を定められた期間内に大学院事務室に提出しなければならない。

(受入れ許可)

**第8条** 研究生の選考は、各博士後期課程分科会又は研究科委員会で行い、大学院委員会の議を経て、学長が受け入れを許可する。

(受入れ手続)

**第9条** 研究生として受入れを許可された者は、指定の期日までに別に定める納入金を納めるとともに、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを完了した者に、研究生証を交付する。

(研究報告書および修了認定)

**第10条** 研究生は、原則として研究報告書を提出しなければならない。

2 研究報告書を提出し修了の認定を受けた者に対しては、本人の願い出により研究生修了証明書を交付する。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

3 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

5 この改正規則の施行に当り、現に2年次以上に在学中の者、又は研究指導の単位を修得し退学した者については、なお従前の例による。

# 熊本学園大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院学則第30条、第31条、第32条及び第40条に定める科目等履修生に関しては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

**第2条** 科目等履修生の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) その他研究科において、特に認めた者

(履修許可願)

**第3条** 履修を志望する者は、学年の開始前に設ける期間に履修許可願を大学院事務室に提出しなければならない。

2 提出期間、提出書類については、別に定める。

(履修の許可)

**第4条** 履修は、収容人員に余裕のある場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修手続)

**第5条** 履修を許可された者は、指定された期間に履修手続（履修料の納入、必要書類の提出）をとらねばならない。

2 既納の履修料は返還しない。

3 履修料は、その金額により、2期に分納することができる。

(科目等履修生証)

**第6条** 履修手続を取った者には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生は登学の際は、科目等履修生証を携帯していなければならない。

(履修できる科目)

**第7条** 科目等履修生は、大学院に開講する科目のなかから希望する科目を履修することができる。

(試験・論文審査)

**第8条** 科目等履修生は、試験又は論文審査を受けることができる。

2 科目等履修生が、履修した科目の試験に合格したときは、その科目の単位を与える。

(科目等履修生履修科目)

**第9条** 科目等履修生として履修した授業科目は、大学院の正規の授業科目として認定することができる。

(履修の中止)

**第10条** 本人の都合により履修を中止する場合は、速やかに大学院事務室に届け出なければならない。

(資格取消し)

**第11条** 学生としての本分にもとると認められる者にたいしては、科目等履修生の資格を取り消すことがある。

(改廃)

**第12条** この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学大学院聴講生規程は廃止する。
- 3 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

# 学生の学会活動等援助に関する内規

(目的)

**第1条** この内規は、大学院学生の学会活動を奨励し、学術研究の促進を図るために、その活動に必要な旅費等の経費について援助することを目的として定める。

(援助の対象)

**第2条** 援助金は、大学院修士課程及び博士後期課程に在学する学生が学会等において研究発表、報告等を行う場合に旅費分を援助金として支給する。または、大学院学生が学会誌に研究論文等を掲載するために経費が必要な場合は、その経費を給付する。

2 その他、大学院学生が、研究会、研修会において研究発表、報告等を行う場合の旅費について、学長が必要と認めた場合には援助金を給付することができる。

(援助金の額)

**第3条** 援助金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、大学院学生一人につき、その年間給付限度額は5万円とする。

(1) 学会で発表する場合の旅費は、本学の旅費規程により計算した額の半額

(2) 学会誌に論文を掲載する場合はその経費の半額

(3) 第2条第2項に該当する場合は、本学の旅費規程により計算した額の半額以下の額

(援助金の申請手続)

**第4条** 大学院学生が、第2条により援助金を申請する場合は、研究指導教員が援助金申請の手続きを代行し、次の各号に定める書類に学会開催案内状等の証明文書を添えて研究科長へ提出しなければならない。

(1) 学会等発表援助金申請書又は論文掲載費援助金申請書（第2条第1項該当）

(2) 研究会・研修会発表援助金申請書（第2条第2項該当）

(報告書の提出)

**第5条** この内規に基づく援助金の給付を受けた者は、学会発表等後速やかに研究指導教員及び研究科長を経由して、次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

(1) 学会発表等報告書

(2) 研究会、研修会発表報告書

(事務)

**第6条** 大学院学生の学会活動等援助に関して、各研究科との連絡に関する事務は、大学院事務室が行う。

(改廃)

**第7条** この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て常任理事会が行う。

## 附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

3 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

# 熊本学園大学ティーチング・アシスタントに関する規程

(設置)

**第1条** 熊本学園大学（以下「本学」という。）に、大学教育の充実及び、大学院学生が教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供と経済的支援を目的として、ティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）制度を置く。

(職務内容)

**第2条** T・Aの職務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部の学生等に対する講義、実習、及び演習等の教育補助業務とする。
- (2) 修士課程の学生等に対する講義、実習、及び演習等の教育補助業務とする。

(身分)

**第3条** T・Aは、専任職員に比較して、1週間の勤務時間が4分の3を超えない範囲で勤務する非常勤の職員とする。

(採用の対象)

**第4条** T・Aは、本学大学院に在籍する成績優秀な学生から採用する。ただし第2条第2号に規定する職務に従事する場合においては、本学大学院博士後期課程に在籍する学生から採用する。

(選考)

**第5条** T・Aの選考は、大学院各研究科において行うものとする。

(採用期間)

**第6条** T・Aの採用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間の範囲内とする。

(勤務時間)

**第7条** T・Aの勤務時間は週12時間を限度とし、当該大学院学生の研究に支障がないよう配慮するものとする。

(手当)

**第8条** T・Aの手当は時間給とし、その手当額については別表Iに定める。

(採用手続)

**第9条** T・A採用の手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) T・Aの採用を希望する授業科目等担当者は、所属の学部長又は研究科長に所定の期日までに必要書類を添えて提出するものとする。
- (2) 学部長および研究科長は提出された書類にもとづき、大学院各研究科にT・Aの選考を依頼する。
- (3) T・Aの選考は、大学院各研究科の選考結果に基づき大学院委員会で決定する。
- (4) T・Aの採用は、常任理事会で決定する。

(事務)

**第10条** T・Aに関する事務は、大学院事務室が行う。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、T・Aの取扱い等に関し、必要な詳細は別に定める。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、大学院委員会に諮り、常任理事会が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成16年9月24日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「熊本学園大学TA取扱基準」は、廃止する。
- 3 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表I (第3条、第8条関係)

### T・Aの雇用手当について

1. T・Aの身分は、次のとおりとする。
  - (1) T・Aは、有期雇用の短時間労働者とする。
  - (2) T・Aは、原則として社会保険、労働保険には加入しない。
2. T・Aの手当については、次のとおりとする。
  - (1) 授業の1コマにつき2時間分を支給する。
  - (2) 時間単価

1 時間の手当額	博士後期課程在学	1,250 円
	修士課程在学	1,120 円

# 授業料その他納入金等に関する規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）の学則に規定する授業料その他納入金等については、この規程の定めるところによる。

(授業料その他納入金等の区分)

**第2条** 大学院の授業料その他納入金等を分けて、次のとおりとする。

- (1) 一般納入金
- (2) 特別納入金
- (3) 研究生の納入金、科目等履修生の履修料
- (4) 手数料
- (5) 入学検定料

(授業料その他納入金等の返還)

**第3条** 既に納入した授業料その他納入金等は、如何なる事由があっても一切返還しない。

(授業料その他納入金等の額の変更)

**第4条** 授業料その他納入金等は、物価の変動その他の事情によりその額を変更することがある。その場合には、新たに定められた額によって納入しなければならない。

## 第2章 一般納入金

(一般納入金)

**第5条** この規程で、一般納入金とは、授業料、施設費、入学金をいう。

2 一般納入金の納入額、納期別金額及び納入期限は、別表1のとおりである。

(再入学者の一般納入金)

**第6条** 再入学者の一般納入金は、再入学を許可された年次の別表1に定める額とする。なお、再入学金として、当該年度の入学金の半額を納入しなければならない。

(休学、退学、復学及び停学の場合の一般納入金)

**第7条** 休学又は退学する場合、その一般納入金は、納入を免除する。

2 復学を許可された場合、その一般納入金は、復学年次の第1期分から納入しなければならない。

3 停学の処分を受けた場合、その一般納入金は、停学期間中の分も納入しなければならない。

(一般納入金の減免)

**第8条** 次の各号の一に該当し、所定の手続きを終えた者は、一般納入金のうち授業料の半額を減免する。減免に関する詳細は別に定める。

- (1) 本学専任職員及びその扶養する子女
- (2) 正規課程に在籍する私費外国人留学生

(一般納入金の納入延期)

**第9条** 次の各号の一に該当する者は、学長に願い出て一般納入金の納入延期の許可を受けることができる。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により納入期限内に納入することができない場合
  - (2) 家庭の都合等により納入期限内に納入することができない場合
- 2 前項により納入延期の許可を受けようとする場合には、その都度所定の「一般納入金延期願」を作成し、研究科長の認印を受け、納入期限内に経理課に提出しなければならない。この場合、納入延期の許可期限は、納入期限の翌日から60日以内とする。
- 3 納入延期の許可を受けた者で、特別な理由により許可された期間内に納入することができない場合には、改めて「一般納入金再延期願」を作成し、研究科長の認印を受け、その許可期間内に経理課に提出しなければならない。この場合、納入延期の期間を更に30日以内に限り許可することができる。  
(一般納入金滞納者に対する処置)

**第10条** 一般納入金を滞納し、督促しても指定の期日までに納入しない者は、学則の定めるところにより除籍する。

### **第3章 特別納入金**

(特別納入金)

**第11条** この規程で、特別納入金とは、社会福祉実習費、追試験料、再試験料、復籍料等をいう。

- 2 特別納入金の種別、納入金額、納入期限については、別表2のとおりとする。

### **第4章 研究生の納入金、科目等履修生の履修料**

(研究生の納入金)

**第12条** 研究生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に、別表2に定める授業料を納入しなければならない。

(科目等履修生の履修料)

**第13条** 履修を許可された者は、許可された日から1週間以内に、別表2に定める履修料を納入しなければならない。

### **第5章 論文審査手数料**

(論文審査手数料)

**第14条** 論文博士の学位授与申請者は、学位申請書提出時に、別表2に定める論文審査手数料を納入しなければならない。

### **第6章 手数料**

(手数料)

**第15条** この規程で、手数料とは、学生証再発行手数料をいう。

- 2 前項に定める手数料の金額並びに納入期限は、別表2のとおりとする。

### **第7章 入学検定料**

(入学検定料)

**第16条** この規程で、入学検定料とは、推薦入学受験料、一般入学受験料及び再入学受験料をいう。

- 2 一般入学受験料及び再入学受験料は、別表2のとおりとする。

## 第8章 改廃

(改廃)

**第17条** この規程の改廃は、常任理事会が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学大学院授業科その他納入金等に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 22 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 23 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 24 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 25 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 26 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 27 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 28 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 29 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 30 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 31 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 32 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 33 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 34 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

## 令和 8 (2026) 年度 一般納入金表(修士課程)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表 1

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	
	2 期		312,000	30,000	342,000	20,000	362,000	9 月 28 日
	合計	100,000	624,000	60,000	784,000	20,000	804,000	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	4 月 28 日
	2 期		312,000	30,000	342,000		342,000	9 月 28 日
	合計		624,000	60,000	684,000		684,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた場合の一般納入金は、授業料 312,000 円及び施設費 60,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 156,000 円及び施設費 30,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が 2 年に満たない場合、春学期の一般納入金は第 2 年次の第 1 期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。  
 <備考> この表は令和 8(2026) 年度に限り有効。

## 令和 8 (2026) 年度 一般納入金表(博士後期課程)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表 1

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	
	2 期		312,000	30,000	342,000	20,000	362,000	9 月 28 日
	合計	100,000	624,000	60,000	784,000	20,000	804,000	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	4 月 28 日
	2 期		312,000	30,000	342,000		342,000	9 月 28 日
	合計		624,000	60,000	684,000		684,000	
第 3 年次 令和6(2024)年度入学	1 期		285,000	25,000	310,000		310,000	4 月 28 日
	2 期		285,000	25,000	310,000		310,000	9 月 28 日
	合計		570,000	50,000	620,000		620,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた場合の一般納入金は、授業料 285,000 円及び施設費 50,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 142,500 円及び施設費 25,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が 3 年に満たない場合、春学期の一般納入金は第 3 年次の第 1 期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。  
 <備考> この表は令和 8(2026) 年度に限り有効。

令和8(2026)年度 一般納入金表(修士課程 入学時から長期履修生)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

別表 1

学年・期別	種 別	一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第1年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1期		208,000	30,000	238,000		238,000	
	2期		208,000	30,000	238,000	20,000	258,000	9月28日
	合計	100,000	416,000	60,000	576,000	20,000	596,000	
第2年次 令和7(2025)年度入学	1期		208,000	30,000	238,000		238,000	4月28日
	2期		208,000	30,000	238,000		238,000	9月28日
	合計		416,000	60,000	476,000		476,000	
第3年次 令和6(2024)年度入学	1期		190,000	25,000	215,000		215,000	4月28日
	2期		190,000	25,000	215,000		215,000	9月28日
	合計		380,000	50,000	430,000		430,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた学生の一般納入金は、授業料 312,000 円及び施設費 60,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 156,000 円及び施設費 30,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が3年に満たない場合、春学期の一般納入金は第3年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。  
 <備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

令和8(2026)年度 一般納入金表(博士後期課程 入学時から長期履修生)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

別表 1

学年・期別	種 別	一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第1年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1期		187,200	30,000	217,200		217,200	
	2期		187,200	30,000	217,200	20,000	237,200	9月28日
	合計	100,000	374,400	60,000	534,400	20,000	554,400	
第2年次 令和7(2025)年度入学	1期		187,200	30,000	217,200		217,200	4月28日
	2期		187,200	30,000	217,200		217,200	9月28日
	合計		374,400	60,000	434,400		434,400	
第3年次 令和6(2024)年度入学	1期		171,000	25,000	196,000		196,000	4月28日
	2期		171,000	25,000	196,000		196,000	9月28日
	合計		342,000	50,000	392,000		392,000	
第4年次 令和5(2023)年度入学	1期		171,000	25,000	196,000		196,000	4月28日
	2期		171,000	25,000	196,000		196,000	9月28日
	合計		342,000	50,000	392,000		392,000	
第5年次 令和4(2022)年度入学	1期		171,000	25,000	196,000		196,000	4月28日
	2期		171,000	25,000	196,000		196,000	9月28日
	合計		342,000	50,000	392,000		392,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた学生の一般納入金は、授業料 285,000 円及び施設費 50,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 142,500 円及び施設費 25,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が5年に満たない場合、春学期の一般納入金は第5年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。  
 <備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 一般納入金表(修士課程 2年次から長期履修生)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表 1

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納 入 期 限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	
	2 期		312,000	30,000	342,000	20,000	362,000	9 月 28 日
	合計	100,000	624,000	60,000	784,000	20,000	804,000	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		156,000	30,000	186,000		186,000	4 月 28 日
	2 期		156,000	30,000	186,000		186,000	9 月 28 日
	合計		312,000	60,000	372,000		372,000	
第 3 年次 令和6(2024)年度入学	1 期		142,500	25,000	167,500		167,500	4 月 28 日
	2 期		142,500	25,000	167,500		167,500	9 月 28 日
	合計		285,000	50,000	335,000		335,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた学生の一般納入金は、授業料 312,000 円及び施設費 60,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 156,000 円及び施設費 30,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が3年に満たない場合、春学期の一般納入金は第3年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。  
 <備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 一般納入金表(修士課程 2年次から長期履修を取消)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表 1

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納 入 期 限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		208,000	30,000	238,000		238,000	
	2 期		208,000	30,000	238,000	20,000	258,000	9 月 28 日
	合計	100,000	416,000	60,000	576,000	20,000	596,000	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		416,000	30,000	446,000		446,000	4 月 28 日
	2 期		416,000	30,000	446,000		446,000	9 月 28 日
	合計		832,000	60,000	892,000		892,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた場合の一般納入金は、授業料 312,000 円及び施設費 60,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 156,000 円及び施設費 30,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が2年に満たない場合、春学期の一般納入金は第2年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。  
 <備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 一般納入金表(博士後期課程 2年次から長期履修生)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表 1

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	
	2 期		312,000	30,000	342,000	20,000	362,000	9 月 28 日
	合計	100,000	624,000	60,000	784,000	20,000	804,000	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		156,000	30,000	186,000		186,000	4 月 28 日
	2 期		156,000	30,000	186,000		186,000	9 月 28 日
	合計		312,000	60,000	372,000		372,000	
第 3 年次 令和6(2024)年度入学	1 期		142,500	25,000	167,500		167,500	4 月 28 日
	2 期		142,500	25,000	167,500		167,500	9 月 28 日
	合計		285,000	50,000	335,000		335,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた学生の一般納入金は、授業料 285,000 円及び施設費 50,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 142,500 円及び施設費 25,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が5年に満たない場合、春学期の一般納入金は第5年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。

<備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 一般納入金表(博士後期課程 3年次から長期履修生)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表 1

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	
	2 期		312,000	30,000	342,000	20,000	362,000	9 月 28 日
	合計	100,000	624,000	60,000	784,000	20,000	804,000	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		312,000	30,000	342,000		342,000	4 月 28 日
	2 期		312,000	30,000	342,000		342,000	9 月 28 日
	合計		624,000	60,000	684,000		684,000	
第 3 年次 令和6(2024)年度入学	1 期		95,000	25,000	120,000		120,000	4 月 28 日
	2 期		95,000	25,000	120,000		120,000	9 月 28 日
	合計		190,000	50,000	240,000		240,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた学生の一般納入金は、授業料 285,000 円及び施設費 50,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 142,500 円及び施設費 25,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が5年に満たない場合、春学期の一般納入金は第5年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。

<備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 一般納入金表(博士後期課程 2年次から長期履修を取消)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

**別表 1**

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		187,200	30,000	217,200		217,200	
	2 期		187,200	30,000	217,200	20,000	237,200	9 月 28 日
	合計	100,000	374,400	60,000	534,400	20,000	554,400	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		374,400	30,000	404,400		404,400	4 月 28 日
	2 期		374,400	30,000	404,400		404,400	9 月 28 日
	合計		748,800	60,000	808,800		808,800	
第 3 年次 令和6(2024)年度入学	1 期		342,000	25,000	367,000		367,000	4 月 28 日
	2 期		342,000	25,000	367,000		367,000	9 月 28 日
	合計		684,000	50,000	734,000		734,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた場合の一般納入金は、授業料 285,000 円及び施設費 50,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 142,500 円及び施設費 25,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が3年に満たない場合、春学期の一般納入金は第3年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。

<備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 一般納入金表(博士後期課程 3年次から長期履修を取消)

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

**別表 1**

種 別 学年・期別		一 般 納 入 金				委託徴収金	合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費		
第 1 年次 令和8(2026)年度入学		100,000			100,000		100,000	入学手続 指定日時
	1 期		187,200	30,000	217,200		217,200	
	2 期		187,200	30,000	217,200	20,000	237,200	9 月 28 日
	合計	100,000	374,400	60,000	534,400	20,000	554,400	
第 2 年次 令和7(2025)年度入学	1 期		187,200	30,000	217,200		217,200	4 月 28 日
	2 期		187,200	30,000	217,200		217,200	9 月 28 日
	合計		374,400	60,000	434,400		434,400	
第 3 年次 令和6(2024)年度入学	1 期		513,000	25,000	538,000		538,000	4 月 28 日
	2 期		513,000	25,000	538,000		538,000	9 月 28 日
	合計		1,026,000	50,000	1,076,000		1,076,000	

- [注] 1. 入学金については、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 2. 修業年限を超えた場合の一般納入金は、授業料 285,000 円及び施設費 50,000 円とする。  
 (春学期修了予定者の一般納入金は、授業料 142,500 円及び施設費 25,000 円とする。)  
 ただし、在学年数が3年に満たない場合、春学期の一般納入金は第3年次の第1期分の額とする。  
 3. 同窓会費は、本学学部卒業生・本学大学院修了者は免除する。  
 4. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日または翌々日とする。

<備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

## 令和8(2026)年度 特別納入金表

(含 委託徴収金)

熊本学園大学大学院  
(単位 円)

### 別表2

区 分		金 額	納 入 期 限	付 記
特別 納 入 金	社 会 福 祉 実 習 費	10,000	履修願提出時	
	追 試 験 料	1 科目 2,000	追試験受験許可願提出時	
	再 試 験 料	1 科目 5,000	再試験受験許可願提出時	
	復 籍 料	5,000	復籍願提出時	
研究生	研 究 生 授 業 料	120,000	許可後1週間以内	
	科目等履修生の履修料	1 単位 8,000	〃	本学卒業生は6,000円
	履修証明プログラムの履修料	1 単位 8,000	〃	〃
	論 文 審 査 手 数 料	200,000	学位申請書提出時	
手数料	学 生 証 再 発 行 手 数 料	2,000	その都度	
入 学 検 定 料	推 薦 入 学 受 験 料	15,000	入学願書提出時	
	一 般 入 学 受 験 料	30,000	〃	
	再 入 学 受 験 料	30,000	再入学願書提出時	

<備考> この表は令和8(2026)年度に限り有効。

# 私費外国人留学生授業料減免規程

(趣旨)

**第1条** 熊本学園大学大学院授業料その他納入金等に関する規程第8条に基づき私費外国人留学生の授業料減免に関しては、この規程に定めるところによる。

(減免対象)

**第2条** 熊本学園大学大学院（以下「大学院」という。）に在籍する私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、勉学に専念できるように、正規課程の学生の授業料の半額を免除する。

2 前項の対象となる者は、大学院に在籍することにより私費外国人留学生としての在留資格を取得し、本人が授業料を負担する場合に限る。

(資格)

**第3条** 授業料の減免を受けることのできる留学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的に修学が困難な状況であると認められる者
- (2) 勉学意欲が旺盛で減免するにふさわしいと認められる者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格を有しない。

- (1) 学業継続の意思が認められない者
- (2) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) その他資格を有すると認めることが不適當であると認められる者

(減免願)

**第4条** 授業料の減免を受けようとする者は、毎年所定の期日までに私費外国人留学生授業料減免願いを国際教育課を経て学長に提出しなければならない。

(減免の決定)

**第5条** 授業料の減免は、毎学年の初めに国際交流委員会にて選考のうえ、学長が決定する。この場合において、その期限は1年とする。

(改廃)

**第6条** この規程の改廃は、常任理事会が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成28年6月21日から施行する。
- 5 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

# 奨学制度

## 1. 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構奨学金制度は、教育の機会均等に寄与するために、経済的理由により、修学が困難である優秀な学生に学資を貸与するものです。奨学金には、第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があります。

募集期間になりましたら、大学ポータルサイトでお知らせします。

また、大学院で第一種奨学金の貸与を受けており、今年度貸与終了（満期・辞退・退学等）予定の方の中で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた方を対象に奨学金の全部又は一部の返還を免除する「特に優れた業績による返還免除制度」が設けられています。日本学生支援機構から案内が届きましたら、大学ポータルサイトで連絡します。

奨学金は借りるものであり、必ず返還しなければならないので、  
経済状況や人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

## 2. 肥後銀行国際交流奨学基金制度

学校法人熊本学園は株式会社肥後銀行の協力を得て、「肥後銀行国際交流奨学基金」を設定し、学業・人物ともに優れ、かつ留学生生活を続けていくうえで、経済的な援助を必要とする正規の私費外国人留学生および海外へ長期留学（1年以上）する日本人学生に対して、経済的援助を行い、その学習を奨励し、国際交流のより一層の発展を図るため、選考のうえ毎年若干名採用します。

## 3. 同窓会志文会奨学金奨学生制度

同窓会志文会の協力を得て熊本学園大学大学院・大学に教育・研究及び課外活動の一層の振興を図るため奨学金制度を設けています。ただし、外国人留学生は除きます。1号奨学生および2号奨学生を申請する者は現在貸与奨学金を受けているか、または今年度中に出願する貸与奨学金が採用見込みである者としてします。

- (1) 自然災害、その他家庭の経済状況が急変し、修学が困難と認められる事態が発生したとき。  
または経済困窮のなかで生活努力をしているにもかかわらず家計状況が徐々に悪化し、現在の学生生活に支障を来し学費の納入が困難な状況にあると認められるとき。（1号奨学生）
- (2) 人物・学力ともに優秀な者又は課外活動で顕著な成績をあげた者で、家計が苦しいと認められるとき。（2号奨学生）
- (3) 本学から外国へ1年程度以上私費留学するとき。（3号奨学生）

#### 4. 私費外国人留学生のための各種奨学金

私費外国人留学生のための主な奨学金は次のとおりです。募集があれば大学ポータルサイトで連絡します。

- ①ロータリー米山記念奨学会
- ②平和中島財団外国人留学生奨学金
- ③朝鮮奨学会
- ④ JEES 留学生奨学金

#### 5. 田島司郎国際奨学基金奨学生制度

国際教育および国際交流を通じて人材育成に寄与することを目的として設立した制度です。

中国及び東南アジアからの正規の私費外国人留学生、及び長期（半年または1年）留学する本学学生を対象とし、選考のうえ毎年若干名採用します。

#### 6. その他

大学院生のための奨学金は、現在までに次のような奨学生募集を受け付けていますが、数は多くはありません。募集があれば、そのつど掲示や大学ポータルサイトで連絡しますので、特に学年始めは掲示を注意してみてください。

- ①平和中島財団日本人留学生奨学金
- ②あしなが育英会奨学金
- ③交通遺児育英会奨学金

詳細は学生課でお尋ねください。

## 熊本学園大学大学院複写機利用

大学院生（研究生を含む）の複写機利用に関する事項を次のとおり定める。

1. 複写機の利用に際し、年間 1,500 枚（研究生は年間 1,000 枚）までを無料とする。
2. 印刷枚数については、当該年度のみ有効とし、次年度以降への繰越はできない。
3. 上限枚数を超えた分は、利用者負担とする。毎年度末（修了予定者は 2 月末日）に 1 枚につき 10 円を請求する。
4. 本学図書館内に設置された複写機を利用する際は、図書館所定の申込書に必要事項を記入し、許可を得なければならない。
5. その他詳細については、大学院事務室で確認するものとする。

# 熊本学園大学印刷システムの利用に関する内規

(目的)

**第1条** この内規は、熊本学園大学（以下「本学」という。）のe-キャンパスセンター、図書館及び大学院等の自習利用に供されるスペースに設置された、学内ネットワークに接続したプリンターから印刷できる枚数を管理するシステム（以下「印刷システム」という。）の利用に関する基本的な事項について定めることを目的とする。

(利用者)

**第2条** 印刷システムを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学部学生及び大学院生（研究生、科目等履修生、交換留学生、特別聴講生を含む。）
- (2) その他、学長が認めた者

(利用範囲)

**第3条** 印刷システムで出力できる枚数等は、利用者個人に対して付与された印刷ポイントの範囲内とする。

- 2 利用者には、毎年度、年度初めに別表1に示す印刷ポイントを付与する。
- 3 印刷ポイントは、当該年度のみ有効とし、次年度以降への繰越はできない。

(印刷ポイントの運用)

**第4条** 印刷システムを利用して出力した場合は、別表2に示す消費ポイントを印刷ポイントから差し引くものとする。

(印刷ポイントの追加)

**第5条** 印刷ポイントが年度途中で不足した場合は、必要な印刷ポイントを追加することができる。

- 2 印刷ポイントを追加する場合は、別表3追加ポイント料金表により必要な追加ポイント分の料金を経理課に納入し、所管部署において所定の手続きを行わなければならない。
- 3 追加ポイントの返金を行わない。

(所管)

**第6条** この業務の所管は、情報教育課及び大学院事務室とする。

(改廃)

**第7条** この内規の改廃は、常任理事会が行う。

## 附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 印刷ポイント表

対 象	印刷ポイント	備 考
学部学生	1,000 ポイント	研究生、科目等履修生、交換留学生、特別聴講生等を含む。
大学院生	1,500 ポイント	研究生、科目等履修生等を含む。

別表2 消費ポイント表

種 類	単 位	消費ポイント	備 考
A 3片面	1 枚	2 ポイント	両面印刷の場合の消費ポイントは、左記の二倍とする。
A 4片面	1 枚	1 ポイント	
B 4片面	1 枚	2 ポイント	
B 5片面	1 枚	1 ポイント	

別表3 追加ポイント料金表

種 類	単 位	単 価	備 考
追加ポイント	1 ポイント	5 円	

# 志 文 会 会 則

**第1条** 熊本学園大学同窓会志文会（以下「本会」という。）と称する。

**第2条** 本会は、会員相互の親睦を図り、母校（第4条第1号のア及びイに定める学校、大学、短期大学部及び大学院をいう。以下同じ。）と密接な連絡をとり、会員並びに母校の発展に寄与することを目的とする。

**第3条** 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 同窓会報及び同窓会員名簿の発行
- (2) 同窓会総会及び懇親会
- (3) 卒業生就職の斡旋
- (4) 卒業生を代表する母校理事会の理事及び同評議員の選出
- (5) その他の事業

**第4条** 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 通常会員
    - ア 東洋語学専門学校、熊本語学専門学校、熊本短期大学、熊本商科大学、熊本学園大学及び熊本学園大学短期大学部の卒業生
    - イ 熊本商科大学大学院及び熊本学園大学大学院の修了生
  - (2) 準会員 在学生
  - (3) 賛助会員 中途退学者の内、会員になることの申出を行い、役員会の承認を得た者
  - (4) 特別会員 熊本学園大学及び熊本学園大学大学院に現に勤務する職員
- 2 客員 旧職員（母校に勤務したことのある者をいう。）、又は母校に縁故ある者の中から会長の推薦する者

**第5条** 本会は、本部を熊本学園大学内に置く。

2 本会会員が居住する地域、所属する職域及び職種により支部を設けることができる。

**第6条** 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名                      副会長 12名以内                      常任委員 20名以内  
委 員 各卒業年度から1名以上                      監 事 2名

2 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

**第7条** 会長、副会長及び監事は、通常会員より総会において選出する。

2 常任委員及び委員は会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

3 顧問及び相談役は、四役員会の議を経て会長が委嘱する。

**第8条** 本会に、総会の承認により名誉会長を置くことができる。

**第9条** 本会に、事務局長1名・書記若干名を置く。事務局長及び書記は、会長がこれを委嘱する。

**第10条** 役員の内、任期は、2か年とする。再任は妨げない。ただし、会長の任期は、原則として2期4年以内、副会長・監事の任期は3期6年以内とする。

**第11条** 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、これを代理する。

3 監事は、財務を監査する。

4 常任委員は、役員会及び四役員会に出席して会務を処理する。

5 委員は、当該卒業年度の会員の連絡にあたり、役員会に出席して会務を処理する。

6 顧問及び相談役は、役員会及び四役員会に出席して随時意見を述べることができる。

7 事務局長及び書記は、会長の命を受け、庶務・会計の事務を行う。

**第12条** 本会の会議は次のとおりとし、会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。

- (1) 総会                      (2) 役員会                      (3) 四役員会                      (4) 正副会長会

**第13条** 総会は定例総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 定例総会は、原則として毎年1回開催する。

3 臨時総会は、役員会又は四役員会が招集を決議したときその他必要があるときに開催しなければならない。

**第14条** 役員会は、第6条第1項に定めるすべての役員をもって構成する。

2 四役員会は、第6条第1項に定める会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

3 正副会長会は、第6条第1項に定める会長、副会長をもって構成する。

**第15条** 会長は、必要に応じ役員会、四役員会及び正副会長会を招集して議長となり、議題を諮問する。

**第16条** 第4条に定める会員は、任意に会費を支払うものとする。

2 会費の額は、別に定める。

**第17条** 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

**第18条** 本会の運営に要する必要経費は、本学学生が入学時に納入する同窓会入会金及び同窓生の年会費・寄付金をもってこれにあたる。

2 特定の事業を行うために同窓会入会金及び同窓生の年会費の一部をもって基金を設ける。

3 前項の基金を運営するために「基金運営委員会」を設ける。

4 基金運営委員会に関する内規は、別に定める。

**第19条** 本会会則は、総会における過半数の決議により変更することができる。

## 附 則

1 本会則は、昭和28年5月31日から施行する。

2 この改正は、昭和41年11月23日から施行する。

3 この改正は、昭和57年11月23日から施行する。

4 この改正は、昭和62年11月21日から施行する。

5 この改正の施行の際、現に本学学生である者については、第17条の規定の適用はなお従前の例による。

6 この改正は、平成4年5月30日から施行する。

7 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

8 この改正は、平成6年11月22日から施行する。

9 この改正は、平成7年11月22日から施行する。

10 この改正は、平成17年11月22日から施行する。

11 この改正は、平成23年11月22日から施行する。

12 この改正は、平成30年11月22日から施行する。

13 この改正は、令和2年11月22日から施行する。

14 この改正は、令和5年11月22日から施行する。

## 2026年度 大学院担当教員一覽

### 商学・経済学研究科 商学・経済学専攻 博士後期課程

飯高敏和	教授
池上恭子	教授
伊津野範博	教授
今村寛治	教授
大塚成男	教授
岡村忠生	教授
金子林太郎	教授
金栄緑	教授
喬晋建	教授
國方明	教授
熊谷啓希	准教授
幸田亮一	教授
小谷学	教授
小葉武史	教授
坂上紳	准教授
坂上智哉	教授
佐藤加寿子	教授
佐藤信彦	教授
新改敬英	教授
宅間文夫	教授
成宮哲也	教授
波積真理	教授
林裕	教授
日野修造	教授
溝上章志	教授
宮田英依	准教授
吉川勝広	教授
米田耕士	准教授

### 商学・経済学研究科 商学・経済学専攻 修士課程

飯高敏和	教授
池上恭子	教授
伊津野範博	教授

今村寛治	教授
江口智士	准教授
岡村薫	准教授
金子林太郎	教授
金栄緑	教授
喬晋建	教授
國方明	教授
熊谷啓希	准教授
幸田亮一	教授
小谷学	教授
小葉武史	教授
坂上紳	准教授
坂上智哉	教授
佐藤加寿子	教授
嶋理人	准教授
新村太郎	教授
宅間文夫	教授
田中教雄	教授
得重仁	教授
浪本浩志	准教授
畠山直	准教授
波積真理	教授
林裕	教授
林田実	教授
春田吉備彦	教授
日野修造	教授
溝上章志	教授
宮崎麻美	准教授
宮田英依	准教授
安倉良二	准教授
吉川勝広	教授
米田耕士	准教授
渡邊裕一	准教授
井上弘樹	兼担教授
大塚成男	兼担教授

佐藤信彦	兼担教授
新改敬英	兼担教授
成宮哲也	兼担教授
伊藤祐	非常勤
高木奈穂	非常勤
藤貴子	非常勤

**国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程**

小笠原 淳	教授
司馬公周 (馮蘊澤)	教授
申明直	教授
土井浩嗣	教授
向井久美子	教授

**国際文化研究科 国際文化専攻 修士課程**

石貫文子	教授
岩下デビッド	教授
小笠原 淳	教授
小川弘和	教授
黒島規史	准教授
坂田直樹	教授
塩入すみ	教授
司馬公周 (馮蘊澤)	教授
申明直	教授
田上智宜	准教授
土井浩嗣	教授
野田耕司	教授
向井久美子	教授
矢富弘	准教授
米岡ジュリ	教授
朴鍾厚	非常勤

**社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程**

伊藤良高	教授
岡部造史	教授
城野匡	教授
高林秀明	教授
西崎緑	教授
仁科伸子	教授
堀正嗣	教授
松本勝明	教授

**社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程**

伊藤良高	教授
岡部造史	教授
黒木邦弘	教授
城野匡	教授
高林秀明	教授
立木宏樹	教授
西崎緑	教授
仁科伸子	教授
中地重晴	教授
藤塚千秋	教授
堀正嗣	教授
松本勝明	教授
森口千弘	教授
山西裕美	教授
門田光司	非常勤

# 令和8(2026)年度 開設科目一覧

〈商学・経済学研究科 商学・経済学専攻 修士課程〉

科目区分	科目番号	授 業 科 目	担当者	単位	開講期間	備 考	
商 学 分 野	流通・マーケティング系	1	商学原理講義	畠山 直	4	通年	
		2	流通・マーケティング論講義	吉川 勝広	4	通年	
		3	マーケティング・リサーチ論講義	波積 真理	4	通年	
		4	流通政策論講義	畠山 直	4	通年	
		5	交通論講義	伊津野範博	4	通年	
		6	ビジネス特講Ⅰ	池上 恭子	2	秋	
		7	ビジネス特講Ⅱ		2		(開講せず)
		8	流通論基礎講義	畠山 直	2	春	
	ファイナンス・会計系	9	金融論講義		4		(開講せず)
		10	証券経済論講義	(伊藤 祐)	4	通年	
		11	保険論講義	林 裕	4	通年	
		12	経営財務論講義	池上 恭子	4	通年	
		13	会計学原理講義	(佐藤 信彦)	4	春2	
		14	財務会計論講義	小谷 学	4	通年	
		15	管理会計論講義	(新改 敬英)	4	通年	
		16	会計監査論講義		4		(開講せず)
		17	会計制度論講義	(大塚 成男)	4	通年	
		18	非営利組織会計論講義	日野 修造	4	通年	
基 礎 科 目	経営系	19	経営史講義	幸田 亮一	4	通年	
		20	労務管理論講義	今村 寛治	4	通年	
		21	経営管理論講義	喬 晋 建	4	通年	
		22	ビジネスリテラシーⅠ	宅間 文夫	2	春	
		23	ビジネスリテラシーⅡ	(高木 奈穂)	2	秋	
		24	ビジネス倫理		2		(開講せず)
		25	会社法講義		4		(開講せず)
		26	労働法講義	春田吉備彦	4	通年	
		27	会社税法講義	(成宮 哲也)	4	通年	
経 済 学 分 野	理論・計量経済学系	28	ミクロ経済学講義	熊谷・坂上紳	2	春	
		29	マクロ経済学講義	小葉・坂上智・米田	2	春	
		30	実証分析講義	坂上紳・宅間・米田	2	春	
		31	ゲーム理論講義	熊谷 啓希	4	通年	
		32	動学マクロ経済学講義	坂上 智哉	4	通年	
		33	計量経済学講義	宅間 文夫	4	通年	
	経済政策・経済史系	34	経済政策論講義	小葉 武史	4	通年	
		35	金融経済学講義	國方 明	4	通年	
		36	産業組織論講義	岡村 薫	4	通年	
		37	労働経済論講義	米田 耕士	4	通年	
		38	環境経済論講義	坂上 紳	4	通年	
		39	農業政策論講義		4		(開講せず)
		40	日本経済史講義	嶋 理人	4	通年	
		41	社会思想史講義	渡邊 裕一	4	通年	
		42	財政学講義	金子林太郎	4	通年	
		43	企業法講義	(井上 弘樹)	4	通年	
経済学分野	44	民法講義	田中 教雄	4	通年		
	45	税法講義	(成宮 哲也)	4	通年		
	46	現代社会問題講義(租税論)	(藤 貴子)	2	集中		
	47	経済地理学講義	安倉 良二	4	通年		
	48	地域公共政策論講義	溝上 章志	4	通年		
	49	国際経済論講義	金 栄 緑	4	通年		
	50	開発経済論講義	宮田 英依	4	通年		
	51	国際関係論講義	宮崎 麻美	4	通年		
	52	国際経済法講義	浪本 浩志	4	通年		

基礎科目	共通	データサイエンス系	53	統計学	林田 実	2	秋前	
			54	情報セキュリティ		2		(開講せず)
			55	情報基礎講義	得重 仁	2	春後	
			56	データサイエンス概論	林田 実	4	通年	
			57	人工知能概論	江口 智士	2	秋後	
			58	情報処理論講義	飯高 敏和	4	通年	
			59	空間情報解析講義	新村 太郎	4	通年	
			60	応用システム論講義	江口 智士	4	通年	
フォローアップ演習	商学分野	61	流通・マーケティング論基礎演習	吉川 勝広	2	春		
		62	会計ファイナンス基礎演習	(新改 敬英)	2	春		
		63	経営学基礎演習	喬 晋 建	2	春		
		64	ビジネス法基礎演習	(井上 弘樹)	2	春		
	経済学分野	65	ミクロ経済学基礎演習	熊谷・坂上紳	1	春		
		66	マクロ経済学基礎演習	小葉・坂上智・米田	1	春		
		67	実証分析基礎演習	坂上紳・宅間・米田	1	春		
応用科目	商学分野	流通・マーケティング系	68	商学原理演習	畠山 直	8	通年	2年間を通じて8単位
			69	流通・マーケティング論演習	吉川 勝広	8	通年	2年間を通じて8単位
			70	マーケティング・リサーチ論演習	波積 真理	8	通年	2年間を通じて8単位
			71	交通論演習	伊津野範博	8	通年	2年間を通じて8単位
		ファイナンス系	72	保険論演習	林 裕	8	通年	2年間を通じて8単位
			73	経営財務論演習	池上 恭子	8	通年	2年間を通じて8単位
			74	財務会計論演習	小谷 学	8	通年	2年間を通じて8単位
			75	非営利組織会計論演習	日野 修造	8	通年	2年間を通じて8単位
	経営系	76	経営史演習	幸田 亮一	8	通年	2年間を通じて8単位	
		77	労務管理論演習	今村 寛治	8	通年	2年間を通じて8単位	
		78	経営管理論演習	喬 晋 建	8	通年	2年間を通じて8単位	
		理論・計量経済学系	79	ゲーム理論演習	熊谷 啓希	8	通年	2年間を通じて8単位
	80		動学マクロ経済学演習	坂上 智哉	8	通年	2年間を通じて8単位	
	81		計量経済学演習	宅間 文夫	8	通年	2年間を通じて8単位	
	経済学分野		経済政策・経済史系	82	経済政策論演習	小葉 武史	8	通年
		83		金融経済学演習	國方 明	8	通年	2年間を通じて8単位
		84		産業組織論演習	岡村 薫	8	通年	2年間を通じて8単位
		85		労働経済論演習	米田 耕士	8	通年	2年間を通じて8単位
		86		環境経済論演習	坂上 紳	8	通年	2年間を通じて8単位
		87		農業政策論演習	佐藤加寿子	8	通年	2年間を通じて8単位
		88		社会思想史演習	渡邊 裕一	8	通年	2年間を通じて8単位
		89		財政学演習	金子林太郎	8	通年	2年間を通じて8単位
		地域経済国際経済系	90	地域公共政策論演習	溝上 章志	8	通年	2年間を通じて8単位
			91	国際経済論演習	金 栄 緑	8	通年	2年間を通じて8単位
92			開発経済論演習	宮田 英依	8	通年	2年間を通じて8単位	
93			国際関係論演習	宮崎 麻美	8	通年	2年間を通じて8単位	
データサイエンス系	94	国際経済法演習	浪本 浩志	8	通年	2年間を通じて8単位		
	95	データ分析応用演習	林田 実	8	通年	2年間を通じて8単位		
	96	情報処理論演習	飯高 敏和	8	通年	2年間を通じて8単位		
	97	空間情報解析演習	新村 太郎	8	通年	2年間を通じて8単位		
	98	応用システム論演習	江口 智士	8	通年	2年間を通じて8単位		
公務員試験科目	経済学分野	99	ミクロ経済学問題解法	坂上紳・米田	1	秋		
		100	マクロ経済学問題解法	小葉・米田	1	春		

注) ( ) の担当者は兼任または非常勤

# 令和8(2026)年度 開設科目一覧

## 〈国際文化研究科 国際文化専攻 修士課程〉

科目区分	科目番号	授 業 科 目	担当者	単位	開講期間	備 考
日本文化研究	1	古典文学特殊研究		4		(開講せず)
	2	古典文学特殊研究演習		8		(開講せず)
	3	近代文学特殊研究Ⅰ		4		(開講せず)
	4	近代文学特殊研究Ⅰ演習		8		(開講せず)
	5	近代文学特殊研究Ⅱ		4		(開講せず)
	6	近代文学特殊研究Ⅱ演習		8		(開講せず)
	7	言語処理論特殊研究		4		(開講せず)
	8	言語処理論特殊研究演習		8		(開講せず)
	9	日本史特殊研究	小川 弘和	4	通年	
	10	日本語教育特殊研究	塩入 すみ	4	通年	
	11	日本語教育特殊研究演習	塩入 すみ	8	通年	2年間を通じて8単位
東アジア文化研究	12	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅰ		4		(開講せず)
	13	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅰ演習		8		(開講せず)
	14	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅱ	小笠原 淳	4	通年	
	15	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅱ演習	小笠原 淳	8	通年	2年間を通じて8単位
	16	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅲ	野田 耕司	4	通年	
	17	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅲ演習		8		(開講せず)
	18	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅳ	(朴 鐘 厚)	4	集中	
	19	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅳ演習		8		(開講せず)
	20	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅴ	黒島 規史	4	通年	
	21	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅴ演習		8		(開講せず)
	22	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅵ	司馬 公周 (馮 蘊 澤)	4	通年	
	23	東アジア(中国)言語文化特殊研究Ⅵ演習	司馬 公周 (馮 蘊 澤)	8	通年	2年間を通じて8単位
	24	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅶ	申 明 直	4	通年	
	25	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究Ⅶ演習	申 明 直	8	通年	2年間を通じて8単位
	26	東アジア(中国)地域文化特殊研究Ⅰ	田上 智宜	4	通年	
	27	東アジア(中国)地域文化特殊研究Ⅰ演習		8		(開講せず)
	28	東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊研究Ⅱ	玉井 浩嗣	4	通年	
	29	東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊研究Ⅱ演習	玉井 浩嗣	8	通年	2年間を通じて8単位
	30	東アジア地域言語文化総合演習	小笠原・馮 野田	2	秋	
欧米文化研究	31	イギリス文学特殊研究		4		(開講せず)
	32	イギリス文学特殊研究演習		8		(開講せず)
	33	アメリカ文学特殊研究	向井久美子	4	通年	
	34	アメリカ文学特殊研究演習	向井久美子	8	通年	2年間を通じて8単位
	35	英語学特殊研究Ⅰ(英語教育学)	石貫 文子	4	通年	
	36	英語学特殊研究Ⅱ(外国語習得論)		4		(開講せず)
	37	英語学特殊研究Ⅱ(外国語習得論)演習		8		(開講せず)
	38	英語学特殊研究Ⅲ(英語史)	矢富 弘	4	通年	
	39	英語学特殊研究Ⅳ(応用言語学)	米岡 ジュリ	4	通年	
	40	英語学特殊研究Ⅳ(応用言語学)演習	米岡 ジュリ	8	通年	2年間を通じて8単位
	41	英語コミュニケーション論特殊研究		4		(開講せず)
	42	英語コミュニケーション論特殊研究演習		8		(開講せず)
	43	異文化理解教育論特殊研究	岩下デビッド	4	通年	
	44	フランス文学特殊研究(フランス詩論)		4		(開講せず)
	45	ドイツ語特殊研究(ドイツ現代言語論)		4		(開講せず)
	46	スペイン語特殊研究		4		(開講せず)
	47	スペイン語特殊研究演習		8		(開講せず)
	48	西洋史特殊研究		4		(開講せず)

注) ( ) の担当者は非常勤

# 令和8(2026)年度 開設科目一覧

## 〈社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程〉

科目区分	科目番号	授業科目	担当者	単位	開講期間	備考	
必修科目	1	社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究	複数担当	2	春		
	2	ソーシャルワーク・リサーチ専門研究	中地・黒木 山西	2	春		
選択科目	3	社会福祉学・福祉環境学フィールドワークⅠ	中地 重晴	2	集中		
	4	社会福祉学・福祉環境学フィールドワークⅡ	中地 重晴	2	集中		
	5	社会福祉学専門研究	西崎 緑	2	春		
	6	社会福祉学専門研究演習	西崎 緑	8	通年	2年間を通じて8単位	
	7	高齢者福祉論専門研究	仁科 伸子	2	秋		
	8	高齢者福祉論専門研究演習	仁科 伸子	8	通年	2年間を通じて8単位	
	9	障害児者福祉論専門研究		2		(開講せず)	
	10	障害児者福祉論専門研究演習		8		(開講せず)	
	11	地域福祉論専門研究	高林 秀明	2	春		
	12	地域福祉論専門研究演習	高林 秀明	8	通年	2年間を通じて8単位	
	13	障害学専門研究	堀 正嗣	2	春		
	14	障害学専門研究演習	堀 正嗣	8	通年	2年間を通じて8単位	
	15	児童福祉論専門研究		2		(開講せず)	
	16	児童福祉論専門研究演習		8		(開講せず)	
	17	保育学専門研究	伊藤 良高	2	春		
	18	保育学専門研究演習	伊藤 良高	8	通年	2年間を通じて8単位	
	19	社会保障論専門研究	松本 勝明	2	秋		
	20	社会保障論専門研究演習	松本 勝明	8	通年	2年間を通じて8単位	
	21	社会福祉法制専門研究		2		(開講せず)	
	22	社会福祉法制専門研究演習		8		(開講せず)	
	23	家族社会学専門研究	山西 裕美	2	秋		
	24	家族社会学専門研究演習		8		(開講せず)	
	25	日本社会福祉史専門研究		2		(開講せず)	
	26	日本社会福祉史専門研究演習		8		(開講せず)	
	27	西欧社会福祉史専門研究	岡部 造史	2	秋		
	28	西欧社会福祉史専門研究演習	岡部 造史	8	通年	2年間を通じて8単位	
	29	社会関係論専門研究		2		(開講せず)	
	30	社会関係論専門研究演習		8		(開講せず)	
	31	人権政策論専門研究	森口 千弘	2	秋		
	32	人権政策論専門研究演習		8		(開講せず)	
	33	ソーシャルワーク方法論専門研究	黒木 邦弘	2	秋		
	34	ソーシャルワーク方法論専門研究演習		8		(開講せず)	
	35	生活環境論専門研究		2		(開講せず)	
	36	生活環境論専門研究演習		8		(開講せず)	
	37	環境マネジメント論専門研究	中地 重晴	2	秋		
	38	環境マネジメント論専門研究演習	中地 重晴	8	通年	2年間を通じて8単位	
	39	社会政策専門研究		2		(開講せず)	
	40	社会政策専門研究演習		8		(開講せず)	
	41	精神保健福祉学専門研究	城野 匡	2	春		
	42	精神保健福祉学専門研究演習	城野 匡	8	通年	2年間を通じて8単位	
	43	スポーツ社会学専門研究	立木 宏樹	2	秋		
	44	スポーツ社会学専門研究演習		8		(開講せず)	
	45	健康教育学専門研究	藤塚 千秋	2	秋		
	46	健康教育学専門研究演習		8		(開講せず)	
	選択科目	47	社会福祉方法論専門研究	(門田 光司)	2	集中	
		48	社会福祉実習	西崎・仁科	2	集中	

注) ( ) の担当者は非常勤

# 令和8(2026)年度 開設科目一覧

〈商学・経済学研究科 商学・経済学専攻 博士後期課程〉

科目区分	科目番号	授 業 科 目	担当者	単位	開講期間	備 考	
商 学 分 野	流通・マーケティング系	1	流通・マーケティング論研究指導	吉川 勝広	4	通年	
		2	流通・マーケティング論研究指導演習	吉川 勝広	12	通年	3年間を通じて12単位
		3	交通論研究指導	伊津野範博	4	通年	
		4	交通論研究指導演習	伊津野範博	12	通年	3年間を通じて12単位
		5	マーケティング・リサーチ論研究指導	波積 真理	4	通年	
		6	マーケティング・リサーチ論研究指導演習	波積 真理	12	通年	3年間を通じて12単位
	ファイナンス・会計系	7	保険論研究指導	林 裕	4	通年	
		8	保険論研究指導演習	林 裕	12	通年	3年間を通じて12単位
		9	財務管理論研究指導	池上 恭子	4	通年	
		10	財務管理論研究指導演習	池上 恭子	12	通年	3年間を通じて12単位
		11	会計学原理研究指導	佐藤 信彦	4	春2	
		12	会計学原理研究指導演習	佐藤 信彦	12	春2	3年間を通じて12単位
		13	財務会計論研究指導	小谷 学	4	通年	
		14	財務会計論研究指導演習	小谷 学	12	通年	3年間を通じて12単位
		15	税法研究指導	岡村 忠生	4	通年	
		16	会社税法研究指導	成宮 哲也	4	通年	
		17	会社税法研究指導演習	成宮 哲也	12	通年	3年間を通じて12単位
		18	会計制度論研究指導	大塚 成男	4	通年	
		19	会計制度論研究指導演習	大塚 成男	12	通年	3年間を通じて12単位
		20	非営利組織会計論研究指導	日野 修造	4	通年	
	21	非営利組織会計論研究指導演習	日野 修造	12	通年	3年間を通じて12単位	
	22	管理会計論研究指導	新改 敬英	4	通年		
	23	管理会計論研究指導演習	新改 敬英	12	通年	3年間を通じて12単位	
	経営・情報系	24	経営史研究指導	幸田 亮一	4	通年	
		25	経営史研究指導演習	幸田 亮一	12	通年	3年間を通じて12単位
		26	経営管理論研究指導	喬 晋 建	4	通年	
		27	経営管理論研究指導演習	喬 晋 建	12	通年	3年間を通じて12単位
		28	労務管理論研究指導	今村 寛治	4	通年	
	29	労務管理論研究指導演習	今村 寛治	12	通年	3年間を通じて12単位	
経 済 学 分 野	理論・情報系	30	ゲーム理論研究指導	熊谷 啓希	4	通年	
		31	動学マクロ経済学研究指導	坂上 智哉	4	通年	
		32	動学マクロ経済学研究指導演習	坂上 智哉	12	通年	3年間を通じて12単位
		33	情報処理論研究指導	飯高 敏和	4	通年	
	34	情報処理論研究指導演習	飯高 敏和	12	通年	3年間を通じて12単位	
	経済政策・経済史系	35	経済政策論研究指導	小葉 武史	4	通年	
		36	経済政策論研究指導演習	小葉 武史	12	通年	3年間を通じて12単位
		37	金融経済学研究指導	國方 明	4	通年	
		38	金融経済学研究指導演習	國方 明	12	通年	3年間を通じて12単位
		39	農業政策論研究指導		4		(開講せず)
		40	労働経済論研究指導	米田 耕士	4	通年	
		41	環境経済論研究指導	坂上 紳	4	通年	
		42	地方財政論研究指導	金子林太郎	4	通年	
	地域経済・国際経済系	43	地域経済分析研究指導	宅間 文夫	4	通年	
44		地域経済分析研究指導演習	宅間 文夫	12	通年	3年間を通じて12単位	
45		地域公共政策論研究指導	溝上 章志	4	通年		
46		地域公共政策論研究指導演習	溝上 章志	12	通年	3年間を通じて12単位	
47		国際経済論研究指導	金 栄 緑	4	通年		
48		国際経済論研究指導演習	金 栄 緑	12	通年	3年間を通じて12単位	
49		開発経済論研究指導	宮田 英依	4	通年		
50		開発経済論研究指導演習	宮田 英依	12	通年	3年間を通じて12単位	

## 令和8(2026)年度 開設科目一覧

〈国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程〉

科目区分	科目番号	授 業 科 目	担当者	単位	開講期間	備 考
日本文化研究	1	古典文学特殊講義		4		(開講せず)
	2	古典文学特殊研究指導		12		(開講せず)
	3	近代文学特殊講義I		4		(開講せず)
	4	近代文学特殊研究指導I		12		(開講せず)
	5	近代文学特殊講義II		4		(開講せず)
東アジア文化研究	6	東アジア(中国)言語文化特殊講義I	小笠原 淳	4	通年	
	7	東アジア(中国)言語文化特殊研究指導I		12		(開講せず)
	8	東アジア(中国)言語文化特殊講義II		4		(開講せず)
	9	東アジア(中国)言語文化特殊研究指導II		12		(開講せず)
	10	東アジア(中国)言語文化特殊講義III		4		(開講せず)
	11	東アジア(中国)言語文化特殊研究指導III		12		(開講せず)
	12	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊講義IV		4		(開講せず)
	13	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究指導IV		12		(開講せず)
	14	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊講義V		4		(開講せず)
	15	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究指導V		12		(開講せず)
	16	東アジア(中国)言語文化特殊講義VI	司馬 公周 (馮 蘊 澤)	4	通年	
	17	東アジア(中国)言語文化特殊研究指導VI	司馬 公周 (馮 蘊 澤)	12	通年	3年間を通じて12単位
	18	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊講義VII	申 明 直	4	通年	
	19	東アジア(韓国・朝鮮)言語文化特殊研究指導VII	申 明 直	12	通年	3年間を通じて12単位
	20	東アジア(中国)地域文化特殊講義I		4		(開講せず)
	21	東アジア(中国)地域文化特殊研究指導I		12		(開講せず)
	22	東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊講義II	玉井 浩嗣	4	通年	
	23	東アジア(韓国・朝鮮)地域文化特殊研究指導II		12		(開講せず)
英米文化研究	24	アメリカ文学特殊講義	向井久美子	4	通年	
	25	アメリカ文学特殊研究指導	向井久美子	12	通年	3年間を通じて12単位
	26	イギリス文学特殊講義		4		(開講せず)
	27	イギリス文学特殊研究指導		12		(開講せず)
	28	英語学特殊講義(文体論)		4		(開講せず)
	29	英語学特殊研究指導(文体論)		12		(開講せず)
	30	英語教育学特殊講義I(評価論)		4		(開講せず)
	31	英語教育学特殊研究指導I(評価論)		12		(開講せず)
	32	英語教育学特殊講義II(外国語習得論)		4		(開講せず)
	33	英語教育学特殊研究指導II(外国語習得論)		12		(開講せず)

## 令和8(2026)年度 開設科目一覧

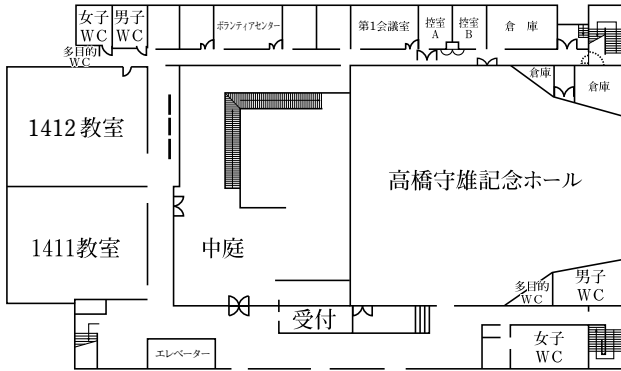
(社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程)

科目区分	科目番号	授 業 科 目	担当者	単位	開講期間	備 考
	1	社会福祉学方法論高度専門研究	担当者全員	2	集中	
(社会理論と福祉歴史領域)	2	社会福祉学特殊講義I (社会福祉理論)	西崎 緑	4	通年	
	3	社会福祉学特殊研究指導I (社会福祉理論)	西崎 緑	12	通年	3年間を通じて12単位
	4	社会福祉学特殊講義II (西欧社会福祉史)	岡部 造史	4	通年	
	5	社会福祉学特殊研究指導II (西欧社会福祉史)		12		(開講せず)
	6	社会福祉学特殊講義IV (障害学)	堀 正嗣	4	通年	
	7	社会福祉学特殊研究指導IV (障害学)	堀 正嗣	12	通年	3年間を通じて12単位
	8	社会福祉学特殊講義V (精神保健福祉学)	城野 匡	4	通年	
	9	社会福祉学特殊研究指導V (精神保健福祉学)		12		(開講せず)
	10	社会福祉学特殊講義VI (高齢者福祉論)	仁科 伸子	4	通年	
	11	社会福祉学特殊研究指導VI (高齢者福祉論)		12		(開講せず)
	12	社会福祉学特殊講義VII (地域福祉論)	高林 秀明	4	通年	
	13	社会福祉学特殊研究指導VII (地域福祉論)	高林 秀明	12	通年	3年間を通じて12単位
	社会(制度福祉と政策学)領域	14	社会福祉政策学特殊講義I (社会保障論)	松本 勝明	4	通年
15		社会福祉政策学特殊研究指導I (社会保障論)	松本 勝明	12	通年	
16		社会福祉政策学特殊講義II (社会政策)		4		(開講せず)
17		社会福祉政策学特殊研究指導II (社会政策)		12		(開講せず)
18		社会福祉政策学特殊研究指導III (人権社会論)		12		(開講せず)
19		社会福祉政策学特殊講義IV (保育学)	伊藤 良高	4	通年	
20		社会福祉政策学特殊研究指導IV (保育学)	伊藤 良高	12	通年	3年間を通じて12単位
(環境福祉と地域学領域)	21	環境福祉学特殊研究指導I (環境福祉学)		12		(開講せず)
	22	環境福祉学特殊講義II (生活環境学)		4		(開講せず)
	23	環境福祉学特殊研究指導II (生活環境学)		12		(開講せず)
	24	環境福祉学特殊研究指導IV (地域社会論)		12		(開講せず)

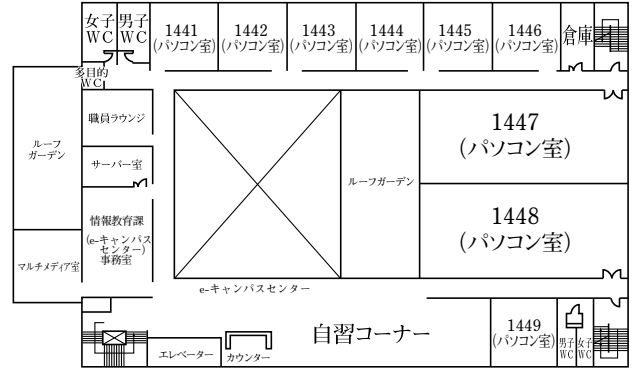


# 14 号館

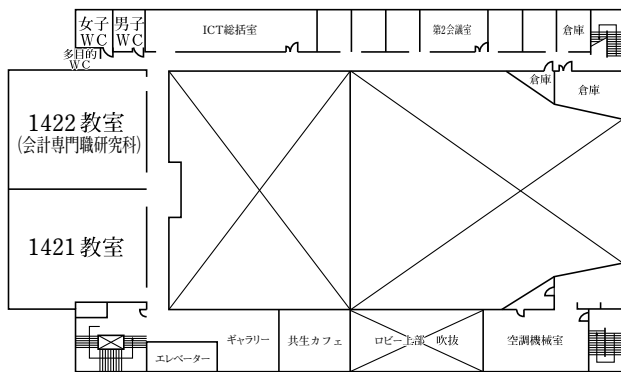
(1階)



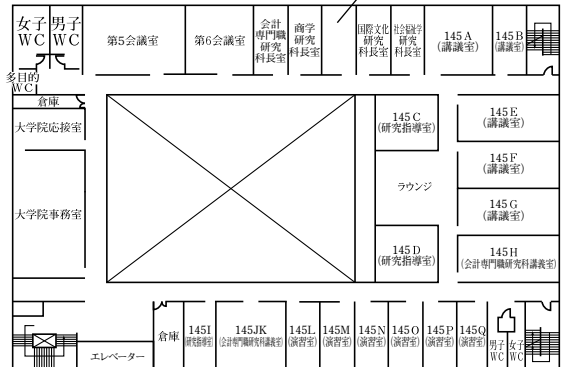
(4階)



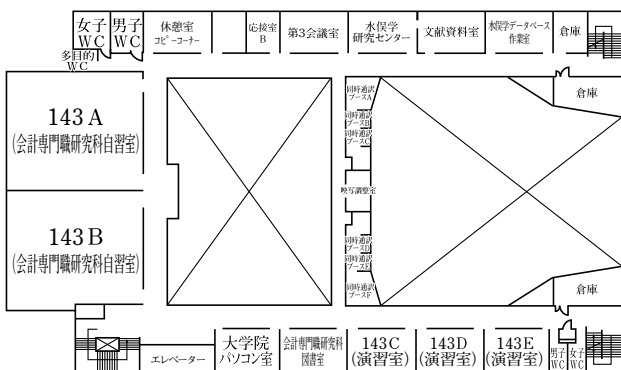
(2階)



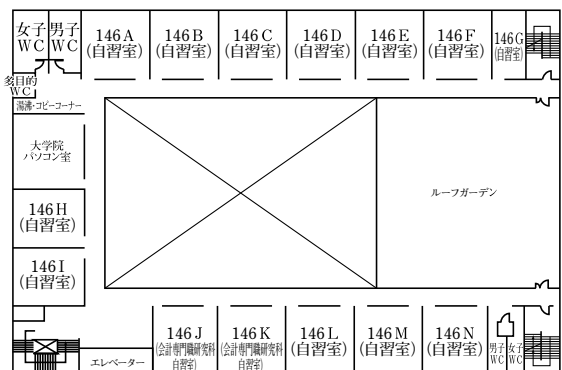
(5階) 商学・経済学研究科長室



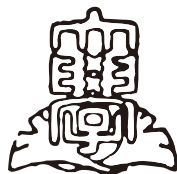
(3階)



(6階)



## ◇校章



日本三大名城の一つである熊本城（別名「銀杏城」）にちなみ、いちょうの葉2枚をかたどって、昭和29年4月に制定された。

## ◇学園旗



総合体育館の完成に伴い、昭和44年7月に制定された。いちょうの葉2枚を組み合わせ、学園の和を象徴している。

## ◇シンボルマーク



21世紀への飛躍を期してさらにポジティブに燃え続ける熊本学園の姿勢を、阿蘇を抱く火の国の象徴として炎と不知火をモチーフにデザイン化。

2026年3月25日 印刷

2026年4月1日 発行

### 大学院学生便覧 (2026年度)

熊本市中央区大江2丁目5番1号

編集 熊本学園大学大学院

兼発行所 電話：(直通) 096-371-8036

郵便番号 862-8680

<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/>

E-mail: [daigakuin@kumagaku.ac.jp](mailto:daigakuin@kumagaku.ac.jp)

